

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月18日
【会社名】	R P Aホールディングス株式会社
【英訳名】	RPA Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 高橋 知道
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3560-4880
【事務連絡者氏名】	取締役 松井 哲史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03-3560-4880
【事務連絡者氏名】	取締役 松井 哲史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第4回新株予約権) その他の者に対する割当 20,734,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,066,734,000円 (第5回新株予約権) その他の者に対する割当 24,210,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 6,024,210,000円 (注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少することがあります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	2,000個（本新株予約権1個当たりの目的である株式数 100株）
発行価額の総額	20,734,000円
発行価格	本新株予約権1個につき10,367円 （本新株予約権の目的である株式1株当たり103.67円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2018年11月5日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	R P Aホールディングス株式会社 経営管理部 東京都港区赤坂一丁目12番32号
割当日	2018年11月5日
払込期日	2018年11月5日
払込取扱場所	りそな銀行 虎ノ門支店

(注) 1. R P Aホールディングス株式会社第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又はR P Aホールディングス株式会社第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」という。）と総称して「本新株予約権」という。）は、2018年10月18日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2. 当社は、2018年10月15日開催の取締役会にて、2018年11月30日を基準日、2018年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき5株の割合をもって分割することを決議しております。この株式分割に伴い、第4回新株予約権の目的である株式の数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に定める割当株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ調整されます。

3. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## （２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、2018年10月17日（以下「発行決議日前取引日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%に相当する14,280円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。）である（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照）。</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は200,000株（2018年10月18日現在の発行済株式総数（5,170,000株）に対する割合は3.8%、割当株式数は100株で確定している。）</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：2,876,734,000円（但し、この金額は、本新株予約権の下限行使価額である14,280円を基準として計算した金額である。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、200,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math></li> <li>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</li> </ol>

	<p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初15,230円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>行使価額は、下記（注）6.(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日（以下「修正日」という。）の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額（別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。）を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）</p>

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

	(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,066,734,000円 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	2018年11月6日から2020年11月5日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし 3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 りそな銀行 虎ノ門支店
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的方法により行うものとする。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 4 当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
--------------------------	--------

(注) 1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達をしようとする理由

当社は、日本が直面する世界でも類を見ない超高齢化社会（2060年に国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になる）への対処、並びに経済産業省「第4次産業革命への対応の方向性」で示されている通り「仕事・働き方」が大きく変化を遂げる環境において、人工知能及びロボット等による定型業務から非定型業務までを含む生産性の向上・省人化の進展を具体化することを社会的使命とし、仮想的労働者（Digital Labor）を活用した新規事業創造に取り組み、少子高齢化、労働生産人口の急激な減少という社会的課題の解決を目指すことを経営の基本方針としております。

当社グループの中核技術であるRPAは、市場の拡大に伴い日進月歩の進化を遂げている技術であります。当社グループが持続的な成長を維持していくためには、常に最先端のRPA技術を発掘、開発し、技術基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。RPA技術を活用したビジネス領域の拡大のために、最先端の人工知能やRPA技術、事業に対してライセンス調達、資本業務提携等の戦略投資を行い、RPA技術を活用した新規事業開発・サービス開発を推進し、事業基盤の構築に努めて参ります。

加えて、当社グループが持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。ロボットアウトソーシング事業で培ったDigital Laborの開発及び運用能力を最大限に活用し、新規事業創造を推進して参ります。

将来の資本業務提携等の案件及び新規事業の展開等を機動的に進めていくためには、今まで以上に資本業務提携等の資金や新規事業展開のための人員増強や育成に係る人件費等が必要とされることが見込まれています。

このような状況を踏まえ、今後更なる積極的な事業展開を見据え、健全な財務基盤を維持しながらも、機動的かつ既存株主の利益に配慮した形での新たな資金調達が必要と判断し、それが実現できる本スキームでの資金調達を行うことを決定いたしました。今回の資金調達は、中長期的に当社グループの企業価値を向上させ、既存株主の皆様の利益に資するものであると判断しております。今回の資金調達により、当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、事業の拡大、新規事業創出を加速させ、一層の企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの利益の最大化に努めて参ります。

なお、当社は、2018年10月15日付で、現在上場している東京証券取引所マザーズ市場から東京証券取引所第一部への変更申請を、当期（平成31年2月期）中を目標に行うことを公表しております。

今回のエクイティ・ファイナンスにおける具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「3 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載しております。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、株式会社SBI証券（以下「SBI証券」という。）及びモルガン・スタンレーMUF G証券株式会社（以下「モルガン・スタンレー」といい、SBI証券及びモルガン・スタンレーを個別に又は総称して「割当予定先」という。）を含む複数の証券会社から資本性調達手段及び金融機関からの借入等の負債性調達手法について提案を受け、下記「（本スキームの商品性）」、「（本スキームのメリット）」、「（本スキームのデメリット）」及び「（他の資金調達方法との比較）」に記載のとおり検討した結果、割当予定先から提案を受けた第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に発行することを内容とする資金調達方法（以下「本スキーム」という。）が、既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

まず、行使価額修正条項付新株予約権を選択した理由として、本スキームにおいて発行される本新株予約権は、行使価額修正条項が付されており、行使価額が株価に応じて修正される仕組みとなっております。これにより、株価が上昇した場合に、本新株予約権の行使請求の通知（以下「行使通知」という。）をすることにより行使価額が上方に修正されることから資金調達金額が増加することになります。他方で、株価下落時であっても、株価が下限行使価額を上回っている限り、行使通知をすることにより行使価額が株価を下回る金額に修正されることにより、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できることから、資金調達の蓋然性を高めることが可能となっております。また、本新株予約権は当社が行使の許可を行わない限り行使ができないため、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権の行使の許可を行わないことで、当社の資金需要に応じた柔軟な資金調達が可能となっております。さらに、交付される株式数が一定であること、下限行使価額が第4回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価の93.76%に相当する金額に、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額に設定されていること等により株価及び1株当たり利益の希薄化に対する影響に配慮することができるものとなっております。なお、第5回新株予約権については、下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、14,280円を下回ることはありません。

また、本スキームにおいては、第4回新株予約権と第5回新株予約権の2種類の新株予約権を同時に同一の割当予定先に対して発行することとしております。これら2種類の新株予約権は、当初行使価額及び下限行使価額の金額並びに第5回新株予約権の下限行使価額が修正される可能性がある点を除き、同一の内容となっております。下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価の93.76%に相当する金額に、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額にそれぞれ設定されており、第4回新株予約権と第5回新株予約権とで段階的に異なる金額としております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく中期的な株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

これらの点を勘案し、上記のとおり本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす現時点における最良の選択であると判断いたしました。

（本スキームの商品性）

本スキームの特徴

< 行使価額の修正条項 >

第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初15,230円及び20,000円ですが、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める各修正日以降、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合に、当該価額に修正されます。このように時価に基づき行使価額が修正される設計としたのは、株価上昇局面において、行使通知をすることにより行使価額が上方に修正されることから、調達資金の増大が期待できるからです。また、その後株価が下落した場合であっても、当社の株価が下限行使価額を上回っている限り、新株予約権者による本新株予約権の行使が期待できます。

< 下限行使価額の水準 >

第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%）、第5回新株予約権の下限行使価額は当初20,000円（発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の131.32%）であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。すなわち、下限行使価額は、第4回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価の93.76%に相当する金額に、第5回新株予約権については発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額にそれぞれ設定されており、第5回新株予約権の下限行使価額については中期的な当社事業の成長・拡大に伴う将来の株価上昇を見越して設定し、第4回新株予約権と第5回新株予約権とで段階的に異なる金額としております。これにより、当社の直近の株価水準及び今後目指していく中期的な株価水準を基準として、当社の株価上昇局面を捉えた効率的な資金調達を行うことを企図しております。

< 下限行使価額の修正条項 >

当社は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、第5回新株予約権の下限行使価額を、当該決議日の翌日以降、( )14,280円又は( )当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正することができるものとされています。かかる下限行使価額の修正条項を付すことにより、株価上昇局面において、当初下限価額が当社の株価水準に見合わないものとなった場合には、その時点で下限行使価額を修正することによって、その後一時的に株価が下落した場合などにおいても行使価額を適切な水準以上に保つことが可能となります。

また、第5回新株予約権の下限行使価額は、当初、発行決議日前取引日の当社の株価よりも高い金額に設定されているところ、当社の株価が目指す水準に至らず、第5回新株予約権の下限行使価額を下回る状況においては、第4回新株予約権の行使が完了した後も第5回新株予約権の行使が進まないこととなる可能性があります。そのような状況において、資金調達を行うことが必要である場合には、当社取締役会の決議により下限行使価額を当該決議日の時価を基準とした金額（但し、14,280円を下回ることはありません。）に修正することにより、本新株予約権の行使を促進することができ、当社の資金調達ニーズを充たすことが可能となります。



### 新株予約権の行使許可

当社は割当予定先との間で、本届出書による届出の効力発生後に、以下の内容を含む第三者割当契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。割当予定先は、本新株予約権買取契約に従って当社に対して本新株予約権の行使に係る許可申請書（以下「行使許可申請書」という。）を提出し、これに対し当社が書面（以下「行使許可書」という。）により本新株予約権の行使を許可した場合に限り、行使許可書に示された最長60取引日の期間（以下「行使許可期間」という。）に、行使許可書に示された回号及び数量の範囲内でのみ本新株予約権を行使できます。また、割当予定先は、何度でも行使許可の申請を行うことができますが、当該申請の時点で、それ以前になされた当該割当予定先に対する行使許可に基づき本新株予約権の行使を行うことが可能である場合には、行使許可の申請を行うことはできません。さらに、割当先は、原則として、当該申請の時点で、当該申請の直前になされた行使許可が、当該割当先に対するものである場合、及び当該申請に係る行使許可期間が、他の割当先に対して付与された行使許可期間と重複する場合には、行使許可の申請を行うことはできません（但し、本新株予約権の行使期間の最終3ヶ月間である場合等を除きます。）。

なお、行使許可は、割当予定先それぞれに対して独立して付与されるものとし、一方の割当予定先が行使許可を取得した場合であっても、他方の割当予定先は、自ら行使許可を取得しなければ、本新株予約権を行使することはできません。

行使許可申請書の提出がなされた場合に行使許可を行うかどうかは、当社の裁量によって決定することができます。当社は、行使許可申請書の提出がなされた時点の当社の事業環境や資金需要、株価水準等を総合的に勘案し、行使許可を行うかどうかを判断します。

また、当社は行使許可を行った後、行使許可期間中に、当該行使許可を取り消す旨を割当予定先に通知することができ、この場合、通知の翌取引日から、割当予定先は当該行使許可に基づき本新株予約権を行使することができません。

### 新株予約権の取得に係る請求

当社が吸収分割又は新設分割（当社が分割会社となる場合に限る。）につき当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認決議した場合、割当予定先は、当該承認決議の日から当該吸収分割又は新設分割の効力発生日の15取引日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）（当日を含む。）前までに、当社に通知を行うことにより、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の取得を請求することができます。

上記請求がなされた場合、当社は、当該請求の日から15取引日目の日（但し、当該請求の日から15取引日目の日が行使可能期間の最終日以降の日である場合には、行使可能期間の最終日とする。）において、残存する本新株予約権の全部を、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、売買により取得するものとします。

### 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が決議した場合は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の払込期日の翌日以降、当該本新株予約権及び割当予定先に係る行使許可期間（行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間）を除き、法令の規定に従って割当予定先に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。また、当社は、当社が組織再編行為につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部を取得するものとします。さらに、当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部を取得するものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部を取得するものとします。

### 新株予約権の譲渡

本新株予約権買取契約に基づいて、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、第4回新株予約権又は第5回新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使の許可を行う権利は、譲受人に引き継がれます。

上記、及びについては、本新株予約権買取契約中で定められる予定です。

### (本スキームのメリット)

#### 過度な希薄化の抑制が可能なこと

第4回新株予約権の目的である当社普通株式数は200,000株で、第5回新株予約権の目的である当社普通株式数は300,000株でそれぞれ固定されており、最大交付株式数が限定されております(但し、株式分割等の株式の希薄化に伴う行使価額の調整に伴って、調整されることがあります。)。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません。

また、第4回新株予約権の下限行使価額を14,280円、第5回新株予約権の下限行使価額を当初20,000円(それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%及び131.32%の水準)(但し、第4回新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第5回新株予約権の下限行使価額については下記「2 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとします。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、( )14,280円又は( )当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。)に設定することにより、希薄化の下限を画しております。なお、第5回新株予約権の下限行使価額は修正される可能性があるものの、修正後においても、14,280円を下回ることはありません。

#### 株価への影響の軽減を図っていること

本新株予約権の行使価額は各修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準として修正される仕組みとなっており、上方修正も予定されていること、また、下記(注)2に記載のとおり、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において行使数量制限が定められており、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすい設計としたことを通じて、株価への影響の軽減を図っております。

また、当社が行使許可を通じて本新株予約権の行使の数量及び時期を一定程度コントロールすることができるため、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制しながら機動的に資金を調達することが可能となります。

#### 将来的な株価上昇の場合、希薄化を軽減できること

第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれについても上限行使価額は設定されていないことから、株価が上昇した場合、修正日以降の行使価額も対応して上昇します。また、株価が上昇し、少ない行使数でも当社が必要とする金額を調達できた場合には、行使許可を行わないか、又は取得条項を行使することによって、既存株主にとっての希薄化が抑制できます。

#### 資本政策の柔軟性が確保されていること

資本政策の変更が必要となった場合、当社取締役会の決議により、残存する第4回新株予約権及び第5回新株予約権の全部又は一部を、当該本新株予約権及び割当予定先に係る行使許可期間(行使許可期間内に行使することができる全ての本新株予約権が行使された場合はその時点までの期間)を除き、いつでも、第4回新株予約権については第4回新株予約権1個当たりの払込金額にて、第5回新株予約権については第5回新株予約権1個当たりの払込金額にて、取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

#### その他

割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の経営に關与する意図を有しておりません。また、割当予定先は、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使により取得する当社普通株式に關連して株券貸借に關する契約を締結する予定はありません。

## (本スキームのデメリット)

第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円、第5回新株予約権の下限行使価額は当初20,000円(それぞれ、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の93.76%及び131.32%) (但し、第4回新株予約権の下限行使価額については、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、第5回新株予約権の下限行使価額については下記「2 新規発行新株予約権証券(第5回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等」の「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとし、)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

第4回新株予約権の行使価額は当初15,230円ですが、第4回新株予約権の下限行使価額は14,280円であり、第4回新株予約権による調達額が予定額を下回る可能性があります。また、第5回新株予約権の下限行使価額は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、( )14,280円又は( )当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがあります。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

## (他の資金調達方法との比較)

公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債(以下「CB」という。)は、様々な商品設計が考えられますが、一般的には割当先が転換権を有しているため、当社のコントロールが及びません。また、株価に連動して転換価額が修正されるCB(いわゆる「MSCB」)では、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、希薄化が確定しないために株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

第三者割当による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、現時点では新株の適当な割当先が存在しません。

現在当社は借入による資金調達を行っており、今後とも継続する予定ですが、この予定を超えてさらなる借入による資金調達を行うことは、財務健全性に想定以上の悪影響を与えることとなります。

いわゆるライツ・イシューには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社がこのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達手段ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型のライツ・イシューについては、株主様による権利行使に関し不確実性が残ることから、新株予約権による資金調達以上に、資金調達方法としての不確実性が高いと判断しております。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容  
本新株予約権に関して、当社は、本届出書による届出の効力発生後に割当予定先と締結予定の本新株予約権買取契約において、上記(注)1.(2)(本スキームの商品性)及びに記載の内容に加え、以下の内容について合意する予定であります。

## &lt;割当予定先による行使制限措置&gt;

当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、いずれの割当予定先も暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと(同じ暦月において他方の割当予定先による本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数、及び、当社が本新株予約権とは別のMSCB等(同規程に定める意味を有する。以下同じ。)で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において、当該他方の割当予定先による本新株予約権の行使及び当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株

式の数も合算するものとする。)について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

本新株予約権が残存する限り、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付を除き、本新株予約権買取契約の締結日からその180日後の日までの期間において、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しないことを合意する予定です。但し、( )当社の役員、従業員及び当社の子会社の役員、従業員を対象とするストック・オプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、( )本新株予約権買取契約の締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の株式を交付する場合、( )当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携(既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。)の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合(当該事業会社が金融会社又は貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限り)、並びに( )株式分割又は株式無償割当てに伴い当社の株式を交付する場合は除きます。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。

6. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

9. その他

本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

上記のほか、その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

## 2【新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,000個（本新株予約権1個当たりの目的である株式数 100株）
発行価額の総額	24,210,000円
発行価格	本新株予約権1個につき8,070円 （本新株予約権の目的である株式1株当たり80.70円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2018年11月5日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	R P A ホールディングス株式会社 経営管理部 東京都港区赤坂一丁目12番32号
割当日	2018年11月5日
払込期日	2018年11月5日
払込取扱場所	りそな銀行 虎ノ門支店

(注) 1. R P A ホールディングス株式会社第5回新株予約権は、2018年10月18日開催の当社取締役会にて発行を決議しております。

2. 当社は、2018年10月15日開催の取締役会にて、2018年11月30日を基準日、2018年12月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき5株の割合をもって分割することを決議しております。この株式分割に伴い、第5回新株予約権の目的である株式の数は、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項に定める割当株式数の調整の規定により、また、当初行使価額及び下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の調整の規定により、それぞれ調整されます。

3. 申込み及び払込みの方法は、本届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の総数引受契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

5. 振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は300,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。以下同じ。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2 行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、修正日（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。以下同じ。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該金額に修正される。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：本新株予約権の下限行使価額は、2018年10月17日（以下「発行決議日前取引日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の131.32%に相当する20,000円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されるものとする。）である（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照）。但し、本新株予約権の下限行使価額は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、当該決議日の翌日以降、( )14,280円又は( )当該決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正されることがある（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項を参照）。</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は300,000株（2018年10月18日現在の発行済株式総数（5,170,000株）に対する割合は5.8%、割当株式数は100株で確定している。）</li> <li>6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額）：4,308,210,000円（但し、この金額は、本新株予約権の下限行使価額が修正された場合における最も低い金額である14,280円を基準として計算した金額である。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。）</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社の標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、300,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</li> </ol> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使価額は、当初20,000円とする。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、下記(注)6.(1)に定める本新株予約権の各行使請求の通知日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額(別記「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」欄第4項に定める価額をいう。以下同じ。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>(2) 当社は、2018年11月6日以降、当社取締役会の決議により、下限行使価額の修正をすることができる(以下、かかる決議を「下限行使価額修正決議」という。)。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、下限行使価額は、当該下限行使価額修正決議日の翌日以降、( )14,280円又は( )当該下限行使価額修正決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額のいずれか高い方の金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の既発行普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}} \right)}{1}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により当社普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る行使価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の既発行普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。



	<p>(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が本欄第2項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。また、本欄の他の規定にかかわらず、本欄の規定に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が上記第2項第(2)号に基づく下限行使価額の修正が効力を生じる日と一致する場合には、当社は、必要な下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>6,024,210,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少することがある。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2018年11月6日から2020年11月5日までの期間とする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日（株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の休業日等でない日をいう。）及び前々営業日並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 りそな銀行 虎ノ門支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1 当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p> <p>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>4 当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

- (注) 1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由  
上記「1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由」に記載の通りです。
2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容  
上記「1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」に記載の通りです。
3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。
5. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする旨が定められる予定であります。なお、本新株予約権が譲渡された場合でも、本新株予約権買取契約に定められた割当予定先の権利義務は、譲受人に引き継がれます。
6. 本新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
7. 新株予約権証券の不発行  
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
8. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
9. その他  
本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。  
上記のほか、その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

### 3【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
9,090,944,000	10,000,000	9,080,944,000

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額（第4回新株予約権及び第5回新株予約権の合計44,944,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第4回新株予約権及び第5回新株予約権の合計9,046,000,000円）を合算した金額であります。

	発行に際して払込まれる金額の総額 （円）	行使に際して出資される財産の価額の 合計額（円）
第4回新株予約権	20,734,000	3,046,000,000
第5回新株予約権	24,210,000	6,000,000,000
合計	44,944,000	9,046,000,000

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少することがあります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、価額算定費用、登記費用、信託銀行費用等の合計額であります。

#### (2)【手取金の使途】

上記(1)に記載の差引手取概算額9,080,944,000円の具体的な使途については、次の通り予定しております。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
製品・事業開発	1,700	平成30年12月～平成33年12月
M&A、資本業務提携投資	4,224	平成30年12月～平成33年12月
人件費、広告宣伝費	3,156	平成30年12月～平成33年12月

(注) 支出時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。また、上記～の間で優先順位はなく、支出時期の早いものより充当する予定であります。

#### 製品・事業開発

当社グループの中核技術であるRPAは、市場の拡大に伴い日進月歩の進化を遂げている技術であります。当社グループが持続的な成長を維持していくためには、常に最先端のRPA技術を発掘、開発し、技術基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。また、持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、RPA技術を活用した新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。ロボットアウトソーシング事業で培ったDigital Laborの開発及び運用能力を最大限に活用し、新規事業創造を推進していく必要があります。

当社は、今回調達する資金の一部を、RPA技術を活用したビジネス領域の拡大のために、最先端の人工知能やRPA技術、事業に対するライセンス調達など戦略投資、最先端のRPA技術サービスの開発等に関する費用に充当する予定です。当社が過去に実施又は検討したライセンス調達などの戦略投資、サービスの開発等の金額や件数を踏まえて、今後3年間に、最先端の人工知能やRPA技術、事業に対するライセンス調達などの戦略投資等、1件あたり数億円単位の規模の戦略投資を複数件と、最先端のRPA技術サービスの開発等の費用を合計して約17億円が必要になるものと判断いたしました。

### M&A、資本業務提携投資

当社グループは、同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。直近では平成30年9月に株式会社ディレクトの株式を取得しました。当社は、今後も、M&Aや資本業務提携等を通じて事業拡大又は人員確保を継続していく方針であり、当社グループが推進するRPA化による事業の再定義（ロボットトランスフォーメーション）を加速化するのに最適なシナジーが得られる事業を営む企業、最先端の人工知能やRPA技術、事業を保有する企業とのM&A、資本業務提携により、当社グループの持つRPAに関するノウハウやリソースを利用したRPA化と収益化を加速させ、企業価値の向上を図って参ります。

なお、現時点において具体的に計画されているM&A及び資本業務提携等はないものの、これまでのM&A及び資本業務提携案件における当社の経験から、手元資金の十分性や機動的な資金調達ができるか否かは、入札形式による案件における落札可能性、また、独占的交渉権が付与される場合の交渉力に大きく影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸しないためにも予め当該資金を確保しておくことが必要と考えております。なお、当社が将来想定するM&A及び資本業務提携の金額や件数については、当社が過去に実施又は検討した案件の金額や件数を踏まえて、1件あたり数十億円規模にのぼるものも視野に複数案件を想定しており、合計約42億円が必要になるものと判断いたしました。今後のM&A及び資本業務提携等については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行って参ります。また、上記支出予定期間中に上記金額分のM&A及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続きM&A、資本業務提携投資に充当するか、借入金の返済のほか、「製品・事業開発」及び「人件費、広告宣伝費」の一部に充当する予定です。

### 人件費、広告宣伝費

当社グループの事業が継続的な発展を実現するためには、テクノロジーを活用し、新規事業創造を担う人材の獲得及び育成が重要であると考えております。当社は、現在もWEB媒体を活用した採用活動や人材採用イベントへの参加等に取り組み、今まで以上に、より積極的に人材採用を進めており、当社グループの従業員数は、2018年3月から2018年8月末までの間に40名増加しております。当社は、今後も、当社グループのビジョンに共鳴する人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化する予定であるため、今回調達する資金の一部を、人材の採用費、人件費等に関わる費用に充当する予定です。

また、当社グループの属する事業領域であるRPA業界は、新聞、雑誌、WEB媒体での掲載が増えるなど注目度が高く、市場が拡大する状況が続いております。当社グループでは、ロボットアウトソーシング事業の拡大に向けてRPAに関する積極的な情報提供及び啓蒙活動を行って参りました。一方で、国内マーケットの拡大により、参入企業が増加し、競争も激化し始めております。市場における当社グループのシェアを拡大し、RPA市場内において確固たる地位を確立し、競争の激化が予測される競合他社に対する差別化のためにも、広告宣伝への投資が不可欠と考えております。当社グループは、従来よりイベントの開催、イベントへの出展、WEBマーケティング、書籍の出版等の広告宣伝活動に取り組んで参りました。例えば、2017年は東京と大阪で各1回、2018年は東京で2回、それぞれ来場者が4,000人を超えるイベントを開催して参りました。当社は、RPA市場を取り巻く環境を踏まえて今後より積極的に広告宣伝活動を行っていくため、今回調達する資金の一部を、イベント、WEBマーケティング等に関わる費用に充当する予定です。

上記資金使途は、平成33年12月までの資金使途の内訳を記載したのですが、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその内訳については、変更される可能性があります。また、株価や出来高等によっては、十分な資金を調達できない場合もあります。したがって、市場における当社株価の動向等によっては本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性を含んでおります。このように本新株予約権によって十分な資金を調達することができなかった場合には、別途の手段による資金調達の実施又は事業計画の見直しを行う可能性があります。なお、資金使途及びその内訳の変更や別途の資金調達の実施、事業計画の見直しを行った場合、その都度、速やかに開示を行います。

## 第2【売出要項】

該当事項なし

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

&lt; S B I証券 &gt;

## a．割当予定先の概要

名称	株式会社 S B I証券
本店の所在地	東京都港区六本木一丁目6番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第76期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月28日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第77期第1四半期(自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月13日関東財務局長に提出

## b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	1,900株(2018年8月31日現在)
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		割当予定先は当社の主幹事証券会社であり当社のロボットアウトソーシング事業の販売先であります。

&lt; モルガン・スタンレー &gt;

## a．割当予定先の概要

名称	モルガン・スタンレー M U F G証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
直近の有価証券報告書等の提出日	(有価証券報告書) 事業年度 第13期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日) 平成30年6月29日関東財務局長に提出 (四半期報告書) 事業年度 第14期第1四半期 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日) 平成30年8月10日関東財務局長に提出

## b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引関係		該当事項はありません。

## c．割当予定先の選定理由

当社は、本資金調達にあたり、割当予定先を含む複数の証券会社及び金融機関に対し資金調達方法について相談したところ、これらの証券会社及び金融機関から資本性調達手段及び借入等の負債性調達手法について提案を受けました。これらの提案につき、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要及び選択理由」に記載のとおり検討した結果、割当予定先に提案を受けた本スキームが既存株主の利益に配慮しながら当社の資金調達ニーズを充たす最適なファイナンス手法であると判断しました。

当社は、SBI証券が、当社の主幹証券会社として当社の東証マザーズ市場への上場以前より当社の事業内容を深くご理解いただいている上に、マザーズ上場後も継続的にサポートしていただいている等、当社と良好な関係を築いていること、同種のファイナンスにおいて実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。また、モルガン・スタンレーが、当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が国内外に厚い投資家顧客基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定いたしました。

（注）本新株予約権に係る割当ては、日本証券業協会会員である割当予定先により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

#### d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は500,000株（第4回新株予約権200,000株及び第5回新株予約権300,000株）です（但し、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」及び「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券（第5回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」の欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。その内訳は以下のとおりです。

SBI証券：375,000株（第4回新株予約権150,000株及び第5回新株予約権225,000株）  
モルガン・スタンレー：125,000株（第4回新株予約権50,000株及び第5回新株予約権75,000株）

#### e．株券等の保有方針

本新株予約権について、当社といずれの割当予定先との間においても、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておらず、取得した当社株式については速やかに売却する予定である旨の報告を口頭で受けております。

また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、新株予約権の割当予定先が暦月の1ヶ月間において割当日の上場株式数の10%を超える行使を行わないこと（同じ暦月において他方の割当予定先による本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数、及び、当社が本新株予約権とは別のMSCB等で当該MSCB等に係る新株予約権等の行使請求期間が本新株予約権と重複するものを発行する場合には、暦月の1ヶ月間において本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の数の合計を計算するにあたって、同じ暦月において当該MSCB等に係る新株予約権等の行使により交付されることとなる当社普通株式の数も合算するものとする）について、本新株予約権の割当予定先による行使を制限するよう措置を講じる予定であります。

#### f．払込みに要する資金等の状況

##### < SBI証券 >

SBI証券からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、SBI証券が2018年8月13日付で関東財務局長宛に提出した第77期第1四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

#### <モルガン・スタンレー>

モルガン・スタンレーからは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨、口頭で説明を受けております。また、当社は、モルガン・スタンレーが2018年8月10日付で関東財務局長宛に提出した第14期第1四半期報告書における四半期連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及びその他の流動資産を保有していることを確認し、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

#### g. 割当予定先の実態

##### < S B I証券 >

S B I証券は東京証券取引所の取引参加者であります。またS B I証券は金融商品取引業者として登録済み（登録番号：関東財務局長（金商）第44号）であり、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服するとともに、その業務に関連する国内の自主規制機関（日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会）に所属し、その規則の適用を受けております。

また、S B I証券の完全親会社であるS B Iホールディングス株式会社が東京証券取引所に提出したコーポレート・ガバナンスに関する報告書（最終更新日、2018年8月1日）において「S B Iグループでは、その行動規範において反社会的勢力には毅然として対決することを宣言するとともに、当社に反社会的勢力の排除に取り組む対応部署を設置し、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との情報交換を行うなど、連携強化に向けた社内体制の整備を推進するものとする。」としております。さらに当社は、S B I証券の担当者との面談によるヒアリング内容をも踏まえ、同社及びその役員が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」という。）には該当せず、また、特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

##### <モルガン・スタンレー>

モルガン・スタンレーは、東京証券取引所の取引参加者であり、その親会社の株式が、ニューヨーク証券取引所に上場されております。モルガン・スタンレーは金融商品取引業者としての登録を行い、監督官庁である金融庁の監督及び規制に服しており、また日本証券業協会をはじめとする日本国内の協会等に加盟しております。

モルガン・スタンレーは、反社会的勢力に対する基本方針を定め、かかる基本方針をホームページにおいて公表しております。また、当社は、モルガン・スタンレーがかかる基本方針に基づき、反社会的勢力との関係遮断に関する組織的な対応を推進するためのコンプライアンス体制を確立していることを、モルガン・スタンレーからのヒアリング等により確認しております。

以上を踏まえ、当社は、モルガン・スタンレー及びその役員が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には譲渡制限は付されていません。但し、割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められています。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の払込金額の決定に当たり、本新株予約権の発行要項及び本新株予約権買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号、代表者：黒崎知岳）（以下「赤坂国際会計」という。）に依頼しました。

当社は、当該算定機関が下記の前提条件を基に算定した評価額（第4回新株予約権については1株当たり103.67円。第5回新株予約権については1株当たり80.70円。）を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の1株当たりの払込金額を当該評価額と同額としました。当該算定機関は、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。当該算定機関は、発行決議日前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値15,230円、ボラティリティ46.1%、予定配当額0円/株、無リスク利子率0.1%や、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（当社の資金調達需要は権利行使期間中に一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には割当予定先からの行使許可申請に対して当社がこれに応じること、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は当社からの行使許可が得られた場合には出来高の一定割合の株数の範囲内で速やかに権利行使及び売却を行うこと、第4回新株予約権の全部の行使完了後に第5回新株予約権の行使価額修正が実施されることにより割当予定先の権利行使の促進及び調達額の最大化が図られること等を含みます。）を仮定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が本新株予約権の公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定して

いることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると判断しております。また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、算定機関における算定結果を参考に、割当予定先との間での協議を経て、当該算定結果と同額と決定されているため、本新株予約権の払込金額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、第4回新株予約権及び第5回新株予約権の行使価額は、それぞれ、当初、15,230円及び20,000円（それぞれ、2018年10月17日（発行決議日前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100.00%及び131.32%）としました。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て、第4回新株予約権及び第5回新株予約権のいずれにつきましても10%としました。

なお、当社監査等委員会から、監査等委員全員一致の意見として、上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の資金調達により、2018年8月31日現在の総議決権数51,664個に対して最大9.68%の希薄化及び同日現在の発行済株式数5,170,000株に対して最大9.67%の希薄化が生じます。しかしながら、本新株予約権は原則として当社が行使の許可を行わない限り行使できないため急速な希薄化には一定の歯止めを掛けることが可能であり、また、当該資金調達により、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第4回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達をしようとする理由」に記載のとおり、将来の資本業務提携等の案件及び新規事業の展開等を機動的に進めることによる当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の企業価値の向上を目指していくことから、今回の資金調達はそれに伴う希薄化を考慮しても既存株主の株式価値向上に寄与するものと考えられ、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると当社は判断しました。

なお、本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計500,000株に対し、当社普通株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は36,134株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使を一定程度コントロール可能であり、かつ当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であることから、本新株予約権の発行は、市場に過度の影響を与える規模ではなく、希薄化の規模も合理的であると判断しました。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の所有株式数 (株)	割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
高橋 知道	東京都港区	2,370,000	45.87	2,370,000	41.83
大角 暢之	東京都中央区	470,000	9.10	470,000	8.29
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	1,900	0.04	376,900	6.65
山根 大	東京都港区	280,000	5.42	280,000	4.94
GCMC VCP 1 PTE. LTD. (常任代理人 濱崎 一真)	150 CECIL STREET, #10-06, Singapore 069543 (東京都港区)	250,000	4.84	250,000	4.41
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	230,000	4.45	230,000	4.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	196,500	3.80	196,500	3.47
西木 隆	東京都港区	150,000	2.90	150,000	2.65
FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	140,000	2.71	140,000	2.47
石井 岳之	東京都渋谷区	135,000	2.61	135,000	2.38
計		4,223,400	81.75	4,598,400	81.15

(注) 1. 「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成30年8月31日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。

2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

4. 割当予定先であるSBI証券の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。なお、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を長期間保有する意思を有しておりません。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

## 8【その他参考になる事項】

該当事項なし

## 第4【その他の記載事項】

該当事項なし

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標

回次		第17期	第18期	第19期
決算年月		平成28年2月	平成29年2月	平成30年2月
売上高	(千円)	807,850	2,644,627	4,188,747
経常利益	(千円)	29,329	158,331	450,400
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	21,001	155,945	293,195
包括利益	(千円)	21,001	128,483	293,195
純資産額	(千円)	70,423	396,906	1,696,464
総資産額	(千円)	794,560	1,191,179	3,156,019
1株当たり純資産額	(円)	17.18	85.36	330.31
1株当たり当期純利益金額	(円)	5.12	36.02	60.72
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	8.9	33.3	53.6
自己資本利益率	(%)	35.0	66.7	28.1
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	12,727	165,887	568,230
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	50,138	76,831	239,409
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	94,750	85,399	1,060,124
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	283,468	458,009	1,846,580
従業員数	(名)	56	49	76
(外、平均臨時雇用者数)		(22)	(9)	(17)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第17期、第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第17期、第18期及び第19期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 当社株式は平成30年3月27日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

5. 平成27年11月27日開催の第16期定時株主総会決議により、決算期を9月30日から2月末日に変更しました。従って、第17期は、決算期変更により平成27年10月1日から平成28年2月29日までの5ヶ月間となっております。

6. 第17期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

7. 平成29年5月15日開催の取締役会決議により、平成29年5月30日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

## (2) 提出会社の状況

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	平成25年 9月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 2月	平成29年 2月	平成30年 2月
売上高又は営業収益 (千円)	591,847	729,492	657,306	90,579	419,908	552,044
経常利益又は経常損失 (千円)	21,168	11,525	22,134	4,698	83,881	76,649
当期純利益又は当期純損失 (千円)	14,063	8,809	29,526	2,586	30,122	55,602
資本金 (千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	530,550
発行済株式総数 (株)	4,000	4,000	4,000	4,000	938	5,160,000
純資産額 (千円)	235,789	143,798	7,973	10,560	238,682	1,300,648
総資産額 (千円)	302,270	221,572	409,072	432,003	590,502	1,879,175
1株当たり純資産額 (円)	94,315.61	175,363.51	9,723.88	2.58	51.33	253.00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	129,631.81 (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額 (円)	5,625.23	5,768.87	36,007.83	0.63	6.96	11.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	78.0	64.9	1.9	2.4	40.4	68.9
自己資本利益率 (%)	6.0	4.6	38.9	27.9	24.2	7.2
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	12 (1)	11 (4)	11 (3)	2 (-)	2 (-)	7 (-)

(注) 1. 売上高又は営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 第16期の1株当たり配当額は、当社を持株会社とする国内ホールディングス体制への移行に伴うグループ再編手続の一環として実施したものであります。

3. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第16期については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第17期、第18期及び第19期については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社株式は平成30年3月27日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

6. 第14期、第15期、第17期、第18期及び第19期の1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載をしておりません。第16期については、配当を実施していますが、1株当たり当期純損失金額のため記載をしておりません。

7. 平成27年11月27日開催の第16期定時株主総会決議により、決算期を9月30日から2月末日に変更しました。従って、第17期は、決算期変更により平成27年10月1日から平成28年2月29日までの5ヶ月間となっております。

8. 第17期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

なお、第14期、第15期及び第16期については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

- 9 . 平成29年 5 月15日開催の取締役会決議により、平成29年 5 月30日付で普通株式 1 株につき5,000株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

## 2【沿革】

当社創業者 高橋知道は、平成12年4月3日、インターネットによる情報革命がもたらす社会構造の変化を事業チャンスと捉え、「デジタル情報技術の活用を通じて情報の非対称性を解消し、創造的かつ夢のある社会の実現に貢献する。」をミッションとし、実現していくことを目指し、当社の前身であるデジタルリパブリック株式会社（現R P Aホールディングス株式会社）を設立いたしました。

平成20年のリーマンショックを契機に、設立当初より主軸としてきた企業向けのインターネットを活用した新規事業コンサルティング事業から、自らが事業主体となって事業を展開する体制へ変更しました。更に、中国をはじめとするアジアへの進出を企業成長の基盤とすべくシンガポールに持株会社OPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.を設立しました。

国内事業においては、商号変更したオープンアソシエイツ株式会社（現R P Aホールディングス株式会社）にて平成20年にビジネスロボットソリューションを企画し、ピズロボ事業部を発足いたしました。平成25年にマーケットからの期待と実需に迅速に対応することを目指し、会社分割によりロボットアウトソーシングサービスを主事業としてピズロボジャパン株式会社（現R P Aテクノロジーズ株式会社）を設立しました。

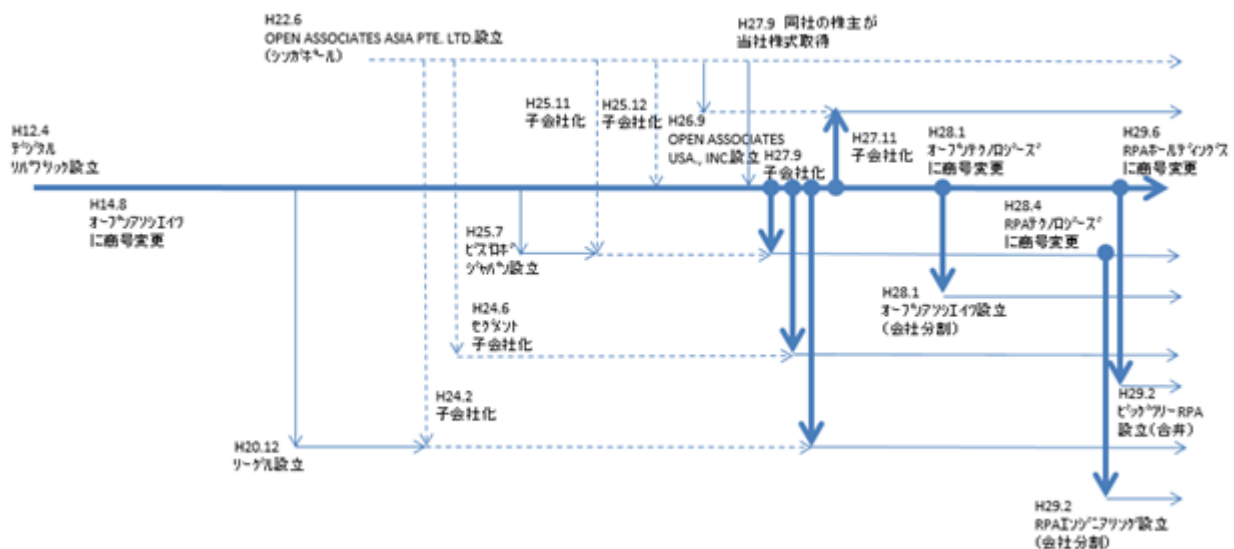
平成28年1月に、グループ全体の経営と個別事業の執行を分離し、事業会社への権限移譲による意思決定の迅速化、意思決定の迅速化による事業拡大の促進、事業別の計数把握と低採算事業からの撤退促進など、ガバナンス強化、事業会社の成長促進を目的に、シンガポールの持株会社体制から現在の純粋持株会社体制に移行しました。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

平成12年4月	Webサービス企画を目的として、デジタルリパブリック株式会社（現R P Aホールディングス株式会社）を東京都渋谷区神山町に設立（資本金10,000千円）
平成14年3月	本社を東京都港区北青山に移転
平成14年8月	資本金を30,000千円に増資 オープンアソシエイツ株式会社（現R P Aホールディングス株式会社）に商号変更
平成18年3月	本社を東京都港区赤坂に移転
平成20年10月	「BizRobo!」提供を開始
平成20年12月	セールスアウトソーシング事業を行うリーグル株式会社（現連結子会社）を子会社として設立
平成24年2月	アジアでのホールディングス体制への移行の為、リーグル株式会社の株式をOPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.に譲渡（同社株式の100%を譲渡）
平成24年3月	本社を東京都港区赤坂に移転
平成24年6月	株式会社セグメント（現連結子会社）の株式をOPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.が譲受（同社株式の100%を譲受）
平成24年9月	株式会社セグメントにおいて「PRESCO事業」を開始
平成25年7月	ロボットアウトソーシング事業を行うピズロボジャパン株式会社（現R P Aテクノロジーズ株式会社）（現連結子会社）を子会社として設立
平成25年11月	アジアでのホールディングス体制への移行の為、ピズロボジャパン株式会社の株式をOPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.に譲渡（同社株式の100%を譲渡）
平成25年12月	アジアでのホールディングス体制への移行の為、OPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.が当社株式（被所有割合100%）を取得し、当社の親会社となる
平成26年9月	OPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.がOPEN ASSOCIATES USA., INC.を設立
平成27年9月	当社を持株会社とする国内ホールディングス体制への移行の為、当社株式をOPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.より同社の株主に対して譲渡
平成27年9月	当社を持株会社とする国内ホールディングス体制への移行の為、ピズロボジャパン株式会社、リーグル株式会社、株式会社セグメントの株式をOPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.より譲受（子会社株式の100%を譲受）
平成27年9月	ピズロボジャパン株式会社において紙処理業務を代行する「ScanRobo」サービスを開始
平成27年11月	当社、リーグル株式会社、株式会社セグメント、ピズロボジャパン株式会社の決算期を9月30日から2月末日に変更
平成27年11月	OPEN ASSOCIATES USA., INC.の株式をOPEN ASSOCIATES ASIA PTE. LTD.より譲受（同社株式の100%を譲受）
平成28年1月	当社を純粋持株会社へ移行、併せてオープンテクノロジーズ株式会社（現R P Aホールディングス株式会社）に商号を変更、事業会社オープンアソシエイツ株式会社（現連結子会社）を会社分割により子会社として新設
平成28年4月	ピズロボジャパン株式会社をR P Aテクノロジーズ株式会社（現連結子会社）に商号を変更
平成29年2月	R P Aエンジニアリング事業を行うR P Aエンジニアリング株式会社（現連結子会社）をR P Aテクノロジーズ株式会社から新設分割により設立

平成29年 2月	株式会社ビッグツリーテクノロジー & コンサルティングと合併企業ビッグツリーRPA株式会社を設立
平成29年 3月	R P Aテクノロジーズ株式会社においてRPA早期体感POCパッケージ「Digital Labor Platform」の提供を開始
平成29年 4月	R P Aテクノロジーズ株式会社が経理財務・人事総務分野でのRPAを活用したソリューション提供に向けて株式会社ビジネスブレイン太田昭和と業務提携
平成29年 5月	R P Aテクノロジーズ株式会社がガートナーの「Cool Vendors in Business and IT Services, 2017」に選定
平成29年 6月	R P Aホールディングス株式会社に商号変更
平成29年 6月	R P Aテクノロジーズ株式会社がBlue Prism Limitedの日本初の「Blue Prism」バリューアッドマスターリセラーに認定
平成29年 7月	RPA分野の事業展開を共同で行い、さらなる市場拡大を目指すため、ソフトバンク株式会社と業務提携
平成30年 3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成30年 6月	R P Aテクノロジーズ株式会社がR P Aクラウドサービス「BizRobo! DX Cloud」提供を開始
平成30年 8月	R P Aテクノロジーズ株式会社が日本マイクロソフト株式会社とR P AクラウドサービスR P A働き方改革クラウドプラットフォーム「Robot As A Service on Azure」を共同開発、提供を開始
平成30年 9月	株式会社ディレクトを子会社化

設立以降の当社に係る沿革を図示すると、以下のとおりであります。



### 3【事業の内容】

当社グループは、純粋持株会社であるR P Aホールディングス株式会社（以下、当社）と、事業を担う連結子会社5社で構成されております。

当社は持ち株会社として当社グループ全体の戦略策定の他、各関係会社に対し、業務受託契約に基づく経営管理業務を行っております。

R P Aテクノロジーズ株式会社とR P Aエンジニアリング株式会社がロボットアウトソーシング事業、株式会社セグメントと株式会社ディレクトがロボットトランスフォーメーション事業、リーグル株式会社がセールスアウトソーシング事業、オープンアソシエイツ株式会社がコンサルティング事業を展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業における位置づけ及びセグメントとの関連は、次の通りであります。

会社の名称	分類	セグメントの名称	事業の名称
R P Aテクノロジーズ株式会社	連結子会社	ロボットアウトソーシング事業	ロボットアウトソーシング事業
R P Aエンジニアリング株式会社			R P Aエンジニアリング事業
株式会社セグメント		ロボットトランスフォーメーション事業	ロボットトランスフォーメーション事業
株式会社ディレクト			
リーグル株式会社		その他	セールスアウトソーシング事業
オープンアソシエイツ株式会社			コンサルティング事業

各セグメントの詳細は、次の通りであります。

#### ロボットアウトソーシング事業

ロボットアウトソーシングとは、人間が行うデータの入力、データ連携などの処理行動を学習し、作業工程を記録することで定型作業を人間に代わって業務を代行・代替する取り組みです。この取り組みは、ルールエンジン（1）、人工知能（2）及び機械学習等を含む認知技術（3）を活用し、人事、経理財務、調達及び営業事務などの業務領域で、これまで人間のみが対応可能とされていた業務を代行・代替する取り組みで、RPA（Robotic Process Automation。以下、同様。）と呼ばれています。RPAは人間の補完として業務を遂行できることから、新しい労働力を創出する仕組み、または仮想的労働者(Digital Labor)とも言われています。

当社グループのロボットアウトソーシング事業では、R P Aテクノロジーズ株式会社がRPAに関する企画・開発・提供を行い、R P Aエンジニアリング株式会社がRPAの導入を支援するR P Aエンジニアリング事業を行っております。

ロボットアウトソーシング事業では、インターネット上の情報、社内データ、エクセルなどの保存データから、必要な情報を収集・加工・集計・報告などの多種多様な定型作業の代行を行うDigital Laborを作成するプラットフォーム「BizRobo!」を開発・提供、スキャナ・複合機・FAX・スマホカメラから読み取ったデータ等、非定型帳票に関する処理の代行を行う「ScanRobo」を開発・提供している他、イギリスのBlue Prism Group PLCやイスラエルのNICE Ltd.等が提供するRPAソフトウェアの提供や、RPAに関するサービスの企画・開発をしております。R P Aエンジニアリング事業では、上記「BizRobo!」、「ScanRobo」、その他RPAソフトウェアの導入業務、運用・保守サポート業務を行うR P Aエンジニアリング事業を行っております。

当社グループでは、RPAサービスの提供を当社グループからの直接提供のほか、コンサルティング会社やシステム開発会社等のパートナー企業を通じた提供も行っております。

近年においては、パートナー企業と連携し、Digital Laborを活用した新規事業創造を進めております。平成29年4月に株式会社ビジネスブレイン太田昭和と業務提携し、経理財務業務・人事総務業務等の間接業務の受託においてDigital Laborを活用したサービスの提供を、平成29年7月にソフトバンク株式会社と業務提携し、RPAの普及を目的に導入トレーニング、検定試験、導入支援サービスなど導入サポートが充実したRPAソリューションの提供を行っております。

#### ロボットトランスフォーメーション事業

株式会社セグメントが営むロボットトランスフォーメーション事業は、成果報酬型広告サービス「PRESCO（プレスコ）」と「RPA BANK」を展開しております。

成果報酬型広告は「アフィリエイト」とも呼ばれ、広告掲載を希望する企業（以下、「広告主」という。）が、広告掲載メディア（以下、「パートナー」という。）のウェブサイト上に広告を掲載し、閲覧者（以下、「ユーザー」という。）が広告掲載メディアから商品やサービス等の申込みや購入・見積り・会員獲得・資料請求等を行い、広告

主により正式な申込みや購入、見積依頼、資料請求であると承認された場合に成果報酬を受領する仕組みの広告形態です。

「PRESCO」は平成24年9月にNTTコミュニケーションズ株式会社のアフィリエイトサービスのサービス終了に伴い、顧客基盤を引き継いで運営を開始致しました。少子高齢化による医療人材需要が拡大していることを踏まえ、薬剤師、看護師を対象とした医療転職業界の人材サービス会社を主要な顧客として事業を展開しております。

「PRESCO」は広告主とパートナーを結びつける成果報酬型のプロモーションサービスです。広告主が広告を掲載、パートナーが「PRESCO」に登録された広告主の広告を掲載するためには「PRESCO」に登録する必要があります。登録したパートナーが「PRESCO」を通じて自ら運営するウェブサイト上に広告を設置し、そのウェブサイトの広告主が掲載した商品やサービス等を見たユーザーからの申込みや購入・見積り・会員獲得・資料請求等の成果に対して、広告主がパートナーに対して成果報酬を支払うビジネスモデルです。

パートナーの獲得に関しては、ウェブサイト運営者に対して、医療転職業界における転職希望者による検索キーワードや関連メディアの検索順位変動状況の提供、検索エンジン対策支援や当業界における規制や法律変更等のトピックスの提供を行うことで、パートナーの獲得を図っております。

また、RPAを活用し、広告代理店やオンラインメディア運営企業などオンライン広告業界を対象に、検索キーワード、検索順位データ等のマーケティングデータの収集・集計・レポート業務の代行を目的とした、RPAソリューション「PRESCO Robo」も提供しております。

また、人工知能とRPAの情報提供に特化した会員制メディア「RPA BANK」を運営しております。「RPA BANK」はRPA・人工知能を導入あるいは導入検討している企業に対して、国内外のRPA・人工知能に関するニュース、導入ユーザーの事例、RPAソフトウェアメーカーの製品・サービス・技術関連資料、人工知能開発メーカーの製品・サービス・技術関連資料など新技術/ソリューションに関する情報、ユーザー/技術者向け各種セミナー・イベント開催情報などのコンテンツを提供する会員制メディアです。

メディア運営の他、東京において月1回RPA、人工知能に関する定期的なセミナーの開催や、RPA、人工知能に関するイベントの開催を行っております。

なお、当社は、第20期の第2四半期連結会計期間より、従来「アドネットワーク事業」としていた報告セグメントの名称を「ロボットトランスフォーメーション事業」に変更しております。

#### その他

リーガル株式会社が営むセールスアウトソーシング事業は、ソフトウェア開発企業などIT企業の営業活動におけるニーズ調査、アポイントの獲得のための電話を代行するセールスアウトソーシングサービスを提供しております。

オープンアソシエイツ株式会社が営むコンサルティング事業では、企業における研究開発分野における要素技術の用途仮説等の仮説検証活動、海外事業分野における市場調査、現地企業調査、オペレーション構築、マーケティング等の事業開発活動等を支援するコンサルティングサービスを提供しております。

なお、当社は、第20期の第1四半期連結会計期間より、報告セグメントに含まれていた「セールスアウトソーシング事業」及び「コンサルティング事業」について、量的な重要性が乏しくなったため「その他」の区分として記載する方法に変更しております。

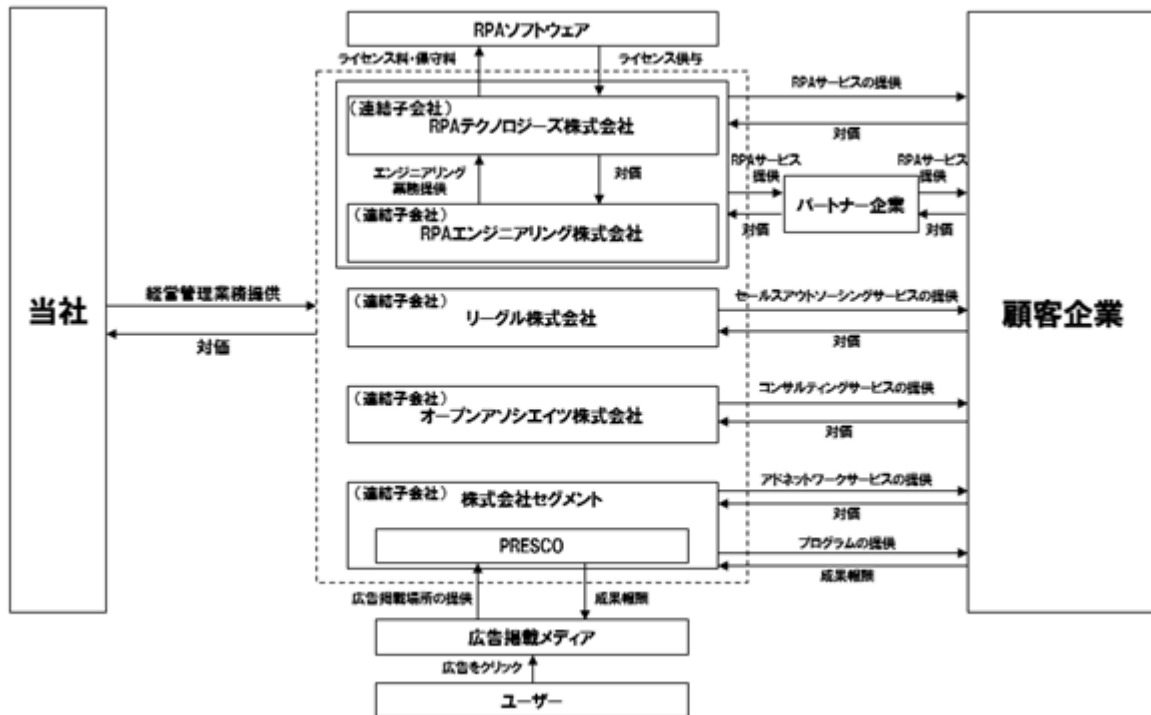
#### 〔用語の説明〕

- 1 ルールエンジン：ビジネス上の「こういう時には、こうする」といったビジネスルールを実行するための分岐処理専用のソフトウェアのことです。
- 2 人工知能：人間の脳で行われる知的活動の模倣と再現を実現させようという試みで、例えば、自発的な人間の言語の理解や論理的な推論、経験からの学習などを行うための一連の基礎技術を指します。
- 3 認知技術：画像や音声などの認識により、「モノ・コトを認識させる」（認知）の技術です。



## 〔事業系統図〕

事業の系統図は、次のとおりであります。



## 4【関係会社の状況】

平成30年2月28日現在

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) RPAテクノロジーズ株式会社(注)1、3	東京都港区	30,000	ロボットアウトソーシング事業	100	管理業務の受託 役員の兼任あり
株式会社セグメント (注)1、4	東京都港区	30,000	アドネットワーク事業(注)5	100	管理業務の受託 役員の兼任あり
リーグル株式会社 (注)1	東京都港区	30,000	セールスアウトソーシング事業	100	管理業務の受託 役員の兼任あり
オープンアソシエイツ株式会社(注)1	東京都港区	30,000	コンサルティング事業	100	管理業務の受託 新規事業開発の委託 役員の兼任あり
RPAエンジニアリング株式会社(注)1	東京都港区	10,000	RPAエンジニアリング事業	100 (100)	管理業務の受託 役員の兼任あり

(注)1. 特定子会社であります。

2. 議決権の所有割合の( )内は、間接所有割合で内数であります。

3. RPAテクノロジーズ株式会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	2,115,749 千円
	経常利益	376,435 "
	当期純利益	252,052 "
	純資産額	299,865 "
	総資産額	1,094,913 "

4. 株式会社セグメントについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	売上高	2,037,058 千円
	経常利益	95,837 "
	当期純利益	64,784 "
	純資産額	109,821 "
	総資産額	607,456 "

5. 第20期の第2四半期連結会計期間より、従来「アドネットワーク事業」としていた報告セグメントの名称を「ロボットトランスフォーメーション事業」に変更したことに伴い、事業の名称としての「アドネットワーク事業」も「ロボットトランスフォーメーション事業」に変更しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成30年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
ロボットアウトソーシング事業	66 (10)
ロボットトランスフォーメーション事業	20 (2)
報告セグメント計	86 (12)
その他	13 (13)
全社（共通）	10 (-)
合計	109 (25)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、経営管理部門に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度中において従業員数が33名増加しております。主な理由は、ロボットアウトソーシング事業、ロボットトランスフォーメーション事業の業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

## (2) 提出会社の状況

平成30年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
10(-)	33.6	2.5	7,726

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間の平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

## (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第19期連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

当連結会計年度における我が国経済は、企業業績や雇用環境に改善傾向が見受けられるなど、全体的には緩やかな回復基調が続いているものの、不安定な国際情勢の影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する事業領域であるRPA領域においては、新聞、雑誌、WEB媒体での掲載が増えるなど注目度は高く、市場環境は依然良好な状況が続いております。

こうした環境の中で、当社グループは、既存顧客案件の継続・追加及び新規案件の獲得を推し進めました。また、RPA・人工知能関連の情報提供に特化した会員制メディア「RPA BANK」の運営、RPAに関する定期セミナー、RPAツールを体感するワークショップや「RPA SUMMIT 2017」の開催等、RPAに関する情報配信、啓蒙活動等に積極的に取り組んで参りました。

その結果、当連結会計年度の売上高は4,188百万円（前連結会計年度比58.4%増）、営業利益は465百万円（前連結会計年度比178.7%増）、経常利益は450百万円（前連結会計年度比184.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は293百万円（前連結会計年度比88.0%増）となりました。

セグメント業績は次のとおりであります。

#### ロボットアウトソーシング事業

ロボットアウトソーシング事業においては、RPAに関するイベントへの参加、新聞、雑誌、WEB媒体への掲載などマーケティング活動に取り組み、既存顧客による「BizRobo!」の追加導入、及び直接販売、パートナー販売による新規顧客への「BizRobo!」の新規導入により、当社の主力商品である「BizRobo!」の導入企業数が増加しました。

その結果、売上高は1,733百万円（前連結会計年度比178.5%増）、セグメント利益（営業利益）は440百万円（前連結会計年度比257.3%増）となりました。

#### アドネットワーク事業

アドネットワーク事業においては、「PRESCO」が注力している医療人材分野の継続的な看護師、薬剤師の需要過多の状況を背景に、人材サービス関連の広告主の利用が拡大している中、既存顧客への提案活動など営業活動に取り組み、受注の維持・拡大に努めた結果、順調に業績を伸ばしました。BtoBマーケティングサービスでは、「RPA BANK」の知名度の向上、自社によるオリジナルコンテンツの拡充により、会員数、課金売上が増加しました。

その結果、アドネットワーク事業では、売上高は1,925百万円（前連結会計年度比32.5%増）、セグメント利益（営業利益）は125百万円（前連結会計年度比61.4%増）となりました。

#### セールスアウトソーシング事業

セールスアウトソーシング事業においては、既存顧客への提案活動など営業活動に取り組み、受注の維持・拡大に努めた結果、既存顧客から継続して案件を受注し、堅調に推移致しました。

その結果、セールスアウトソーシング事業では、売上高は382百万円（前連結会計年度比6.8%増）、セグメント利益（営業利益）は61百万円（前連結会計年度比297.4%増）となりました。

#### コンサルティング事業

コンサルティング事業においては、既存顧客への提案活動など営業活動に取り組み、受注の維持・拡大に努めましたが、受託案件数が減少しました。

その結果、コンサルティング事業では、売上高は146百万円（前連結会計年度比30.2%減）、セグメント損失（営業損失）は17百万円（前連結会計年度は28百万円のセグメント利益）となりました。

第20期第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

当第2四半期連結累計期間における我が国の経済状況は、企業業績や雇用環境に改善傾向が見受けられるなど、全体的には緩やかな回復基調が続いているものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響が懸念され、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する事業領域であるRPA領域においては、新聞、雑誌、WEB媒体での掲載が増えるなど注目度は高く、市場環境は依然良好な状況が続いております。

こうした環境の中で、当社グループは、既存顧客案件の継続・追加及び新規顧客案件の獲得に注力し、引き続き成長を遂げております。また、更なる成長に向けた広告宣伝投資を積極的に行い、組織体制強化のための人材採用に注力いたしました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は3,645百万円、営業利益は342百万円、経常利益は335百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は210百万円となりました。

セグメント業績は次のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間より、報告セグメントに含まれていた「セールスアウトソーシング事業」及び「コンサルティング事業」について、量的な重要性が乏しくなったため「その他」の区分として記載する方法に変更しております。

また、当第2四半期連結会計期間より、従来「アドネットワーク事業」としていた報告セグメントの名称を「ロボットトランスフォーメーション事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

#### ロボットアウトソーシング事業

ロボットアウトソーシング事業においては、既存顧客による「BizRobo!」の追加導入、及び直接販売、パートナー販売による新規顧客への「BizRobo!」の新規導入により、当社の主力商品である「BizRobo!」の導入企業数が増加しました。

その結果、売上高は1,481百万円、セグメント利益（営業利益）は290百万円となりました。

#### ロボットトランスフォーメーション事業

ロボットトランスフォーメーション事業においては、「PRESCO」が注力している医療人材分野の継続的な看護師、薬剤師の需要過多の状況を背景に、人材サービス関連の広告主の利用が拡大していることを背景に、既存顧客への提案活動など営業活動に取り組み、受注の維持・拡大に努めた結果、順調に業績を伸ばしました。

その結果、ロボットトランスフォーメーション事業では、売上高は1,908百万円、セグメント利益（営業利益）は111百万円となりました。

### (2) キャッシュ・フローの状況

第19期連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ1,388百万円増加し、1,846百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は568百万円（前連結会計年度比242.5%増）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上450百万円、減価償却費の計上96百万円、売上債権の増加額300百万円及び仕入債務の増加額261百万円によるものであります。

#### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は239百万円（前連結会計年度比211.6%増）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出217百万円によるものであります。

#### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は1,060百万円（前連結会計年度は85百万円の収入）となりました。これは主に、株式の発行による収入997百万円によるものであります。

第20期第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

当第2四半期連結会計期間末における資金は、前連結会計年度末に比べ282百万円増加し、2,129百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

#### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は194百万円となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益の計上335百万円、減価償却費の計上78百万円、売上債権の増加額231百万円、仕入債務の増加額140百万円及び法人税等の支払額244百万円によるものであります。

## （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は179百万円となりました。これは主に、本社事務所の増床に伴う有形固定資産の取得による支出66百万円並びに敷金の差入による支出58百万円、無形固定資産の取得による支出37百万円及び投資有価証券の取得による支出25百万円によるものであります。

## （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は267百万円となりました。これは、有償一般募集増資による新株の発行による収入32百万円、自己株式の処分による収入131百万円、短期借入金の純増200百万円及び長期借入金の返済による支出89百万円によるものであります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

第19期連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

### (1) 生産実績

当社グループは、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注状況の記載になじまないため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
ロボットアウトソーシング事業	1,733,639	178.5
アドネットワーク事業	1,925,601	32.5
セールスアウトソーシング事業	382,937	6.8
コンサルティング事業	146,569	30.2
合計	4,188,747	58.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. ロボットアウトソーシング事業の販売実績が前連結会計年度に比べて増加している主な理由は、新規顧客の新規導入、既存顧客の追加導入によるものです。

3. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)		当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
エムスリーキャリア株式会社	354,299	13.4	462,012	11.0
アイフル株式会社	305,771	11.6	-	-

4. 当連結会計年度のアイフル株式会社に対する販売実績は、総販売実績に対する割合が10%未満であるため記載を省略しております。

5. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第20期第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

当第2四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について重要な変更はありません。

### 3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループが対処すべき主な課題は、以下の項目と認識しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「知恵とテクノロジーで新しい事業を創造する」を経営理念として掲げ、創業時より新規事業創造を通じた豊かな社会の実現に向けて尽力しております。

当社グループは、日本が直面する世界でも類を見ない超高齢化社会（2060年に国民の約2.5人に1人が65歳以上の高齢者になる）への対処、及び経済産業省「第4次産業革命への対応の方向性」で示されている通り「仕事・働き方」が大きく変化を遂げる環境において、人工知能およびロボット等による定型業務から非定型業務の生産性の向上・省人化の進展を具体化することを社会的使命とし、仮想的労働者（Digital Labor）を活用した新規事業創造に取り組み、少子高齢化、労働生産人口の急激な減少という社会的課題の解決を目指しております。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、内閣府「日本経済2016-2017」にある通り人工知能やロボットがもたらす第4次産業革命によりホワイトカラーの仕事内容が変化中、最先端のRPA技術を選定・調達し顧客企業に対して技術サービスを提供する事業と、RPA技術を活用した事業を行うことによって、グループ各事業のさらなる成長と収益力の強化を図り、企業価値の向上に取り組んで参ります。

今後、国内RPA市場の更なる進展が見込まれる中、RPAに関わる各種情報サイトの運営やRPAの普及を加速する製品の開発、事業開発を進め、事業基盤を強化し、持続的な成長を維持するべく取り組んで参ります。

#### (3) 対処すべき課題

##### 事業基盤の強化

当社グループの中核技術であるRPAは、市場の拡大に伴い日進月歩の進化を遂げている技術であります。当社グループが持続的な成長を維持していくためには、常に最先端のRPA技術を発掘、開発し、技術基盤を確固たるものにし続けていく必要があります。RPA技術を活用したビジネス領域の拡大のために、最先端の人工知能やRPA技術、事業に対してライセンス調達、資本業務提携等の戦略投資を積極的に行い、常に最先端のRPA技術サービスの開発と提供を行い、事業展開を推進し、事業基盤の構築に努めて参ります。

##### Digital Laborを活用した新規事業創造

持続可能な成長性を維持し企業価値を向上させるためには、新規事業創造といったビジネス変革に対する取組みも重要であると認識しております。ロボットアウトソーシング事業で培ったDigital Laborの開発及び運用能力を最大限に活用し、新規事業創造を推進して参ります。

##### RPAプラットフォームの構築

当社グループでは、ロボットアウトソーシング事業の拡大に向けてRPAに関する積極的な情報提供、啓蒙活動を行って参りました。RPAに関する理解、普及を進め、当社グループがさらなる成長を遂げるためには、RPAに関する情報発信、Digital Laborを販売・購入できるプラットフォームの提供が必要不可欠であると考えております。

当社グループでは、この状況に対処するため、顧客企業がDigital Laborの構築や運用に関する情報を収集、RPA技術や人工知能技術を売買できるプラットフォームを整備する事により、当社の顧客基盤及び収益機会の拡大に努めて参ります。

##### 海外市場への進出

当社グループでは、国内事業における継続的な事業の拡大を図っておりますが、当社グループがさらなる成長を遂げるためには、海外への事業拡大が必要不可欠であると考えております。

特に、世界第2位の経済大国となった中国市場では、既に労働人口の減少に直面しており、今後はRPA技術に対するニーズが拡大していく事が予想されております。

当社グループでは、この状況に対処するため、国内で培った技術力やノウハウを活かし、中国市場をはじめとした海外市場に進出して参ります。

##### 人材の強化

当社グループ事業の継続的な発展を実現するためには、人材の獲得及び育成が重要であると考えております。当社グループのビジョンに共鳴する人材を確保し、持続的な成長を支える人材を育成すべく採用活動及び研修活動を強化して参ります。



#### 社内管理体制の強化

当社グループが、事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底を図っていく所存であります。そのために、RPA技術を活用した内部監視体制の構築に努めて参ります。

#### 4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から開示しております。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものです。

##### (1) 経営環境の変化について

当社グループは、各事業子会社において、ロボットアウトソーシング事業、ロボットトランスフォーメーション事業及びその他の事業を行っております。それぞれ顧客企業のIT投資、広告投資、マーケティング投資、新規事業投資への投資マインドの上昇を背景として事業を拡大していく方針でございますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等の理由により顧客企業の投資マインドが減退するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 競合について

当社グループが提供している各事業には競合が複数社存在しております。

その中でもロボットアウトソーシング事業が属するRPA業界は、今後の国内マーケットの拡大により、参入企業が増加し、競争の激化やその対策のためのコスト負担等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) Kapow Technologies Inc.との契約について

ロボットアウトソーシング事業の現時点での主力商品である「BizRobo!」を構成する技術の一部は、米国のKapow Technologies Inc.と契約を締結し、ライセンス供与を受けております。今後他社RPAソフトウェアも取り扱う予定ですが、同社の取引方針の変更等により、同社からのソフトウェアライセンスの供給が停止または終了した場合、ロボットアウトソーシング事業の業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 事業基盤の強化について

当社グループのロボットアウトソーシング事業の事業基盤を強化するため、中核技術であるRPAに関するソフトウェアの調達など戦略投資、RPA技術を活用した新規事業開発・サービス開発など新規事業投資を積極的に推進して参ります。これらの投資が当初の計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (5) M&A及び資本業務提携について

当社グループは、同業他社等に対するM&Aや資本業務提携を実施することにより当社グループの事業を補完・強化することが可能であると考えており、事業規模拡大のための有効な手段の一つであると位置づけております。今後もM&Aや資本業務提携等を通じて事業拡大又は人員確保を継続していく方針であります。M&A等の実行に際しては、対象企業に対して財務・税務・法務・ビジネス等に関する詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスク低減に努める方針であります。これらの調査で確認・想定されなかった事象がM&A等の実行後に判明あるいは発生した場合、当社グループの業績及び事業展開に影響を与える可能性があります。

##### (6) Digital Laborを活用した新規事業創造について

当社グループの事業を拡大するため、Digital Laborを活用した新規事業創造を積極的に推進して参ります。関係各省の規制や制限により当初に策定した事業計画通りの成果が得られない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (7) 海外投資について

当社グループの新たな市場を拡大するため、中国を中心とした海外市場への進出を行って参ります。海外市場は、常に為替リスク、カントリーリスク等があり、損失発生により当社グループへの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 技術革新への対応について

ロボットアウトソーシング事業の属するRPA業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が頻繁に行われており変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素をITエンジニアに習得させて参りますが、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合当社グループが提供するサービスの競争力が低下する可能性があります。また、予定していない技術要素への投資が必要となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(9) エンジニアの確保

当社グループの「BizRobo!」導入にあたって、導入支援等のコンサルティングを実施しておりますが、当該支援業務を担うエンジニアが十分に確保できない場合、適時の対応ができないばかりか、取引のキャンセル等の機会損失が生じる可能性があります。

(10) 外注先の確保について

当社グループのロボットアウトソーシング事業においては、必要に応じて、システムの設計、構築等について協力会社等に外注しております。

現状では、協力会社と長期的かつ安定的な取引関係を保ち、エンジニアの確保に注力しておりますが、協力会社において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システム上のトラブル・サーバクラッキングについて

当社グループの事業はPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに依存しており、自然災害や事故、アクセスの増加等の一時的な過負荷等によって通信ネットワークが切断された場合には、正常なサービス提供等に支障が生じ又はシステムが停止する可能性があります。

また当社グループのシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、データセンターへの電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合や、ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報セキュリティリスクについて

当社グループは事業を推進していく中で、クライアントの機密情報や個人情報を扱う機会があります。情報管理については必要な措置を講じておりますが、不測の事態によりこれらの情報が流出した場合には、当社グループの業績及び社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 代表者への依存について

当社代表取締役である高橋知道は、当社グループの事業展開において事業戦略の策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。

また、当社取締役である大角暢之は、当社グループの中核事業であるロボットアウトソーシング事業に関する知識と経験を有しており、ロボットアウトソーシング事業に関する事業運営に重要な役割を果たしております。

当社グループは、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、両氏への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だ両氏に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により両氏の当社グループにおける業務遂行の継続が困難になるような場合には、当社グループの事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 広告及びパートナーサイトの品質維持について

当社グループのロボットトランスフォーメーション事業における「PRESCO」は、広告及びパートナーサイトの品質維持が重要となります。当社グループでは、広告主またはパートナーサイト運営者が「PRESCO」に登録をする際、広告主が運営するサイト及びバナー、またはパートナーサイトが公序良俗に反しないか、法律に抵触するおそれがないか等の審査を行い、当社グループの基準に反するコンテンツ等が存在する場合には、登録を許可しない方針となっております。

当社グループは、登録を許可した後においても定期的なモニタリングを行っておりますが、広告やパートナーサイトが、公序良俗や法令に反する商品・サービスの提供、コンテンツの掲載を行った場合に、当社グループの信用が低下し、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 小規模組織による管理体制について

当社グループは平成30年9月30日現在で従業員数109名の小規模な組織であり、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。従いまして、経営陣はもとより、管理部門社員に業務遂行上の支障が生じた場合に、代替要員の確保の遅延、事務引継手続の遅滞等の理由によって当社グループの業務に支障が生じる恐れがあります。

(16) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、取締役、従業員に対するインセンティブ等を目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、既存株主が保有する株式の価値が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は859,800株であり、発行済株式総数の16.63%に相当しております。

**5【経営上の重要な契約等】****(1) リセラー契約**

契約会社名	相手先の名称	相手先の所在地	契約品目	契約締結日	契約期間	契約内容
R P Aテクノロ ジーズ株式会社	Kapow Technologies Inc.	米国	ソフトウェア リセラー	平成21年9月28日	平成21年9月28日 より（注）	製品及びサービス を販売又は提供 する条件

（注） 特に契約期限を定めず、変更等の必要が生じた場合には、双方の協議により決定いたします。

**6【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者により、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、資産・負債や収益・費用の数値に反映されております。これらの見積りについては、継続して評価し、必要に応じて見直しを行っておりますが、見積りには不確実性を伴うため、実際の結果は、これらと異なることがあります。この連結財務諸表の作成にあたって重要となる会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

### (2) 経営成績の分析

第19期連結会計年度(自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)

当連結会計年度の売上高は4,188百万円(前連結会計年度比58.4%増)、営業利益は465百万円(前連結会計年度比178.7%増)、経常利益は450百万円(前連結会計年度比184.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は293百万円(前連結会計年度比88.0%増)となりました。

当連結会計年度における主な勘定科目等の状況は次のとおりです。

#### (売上高)

主に、ロボットアウトソーシング事業において、RPAに関する情報配信、イベントの開催・参加、メディアへの掲載によりマーケティング活動に取り組んだ結果、「BizRobo!」の導入企業数が増加したこと及びアドネットワーク事業において「PRESCO」の薬剤師・看護師の転職分野の売上高が伸長したことが収益拡大に寄与し、4,188百万円となりました。

#### (営業利益)

ロボットアウトソーシング事業及びアドネットワーク事業が収益拡大に寄与した一方で、ロボットアウトソーシング事業におけるエンジニアリング業務の外注費の増加及び減価償却費負担増により売上原価が2,657百万円となりました。また、「BizRobo!」のPR活動に伴う広告宣伝費の計上及び事業拡大に伴う人件費の増加により販売費及び一般管理費が1,065百万円となりました。その結果、営業利益は465百万円となりました。

#### (経常利益)

営業外収益が0百万円となった一方で、支払利息、株式交付費及び株式公開費用を計上したことにより営業外費用が15百万円となりました。その結果、経常利益は450百万円となりました。

#### (親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損失が0百万円となり、法人税、住民税及び事業税の計上及び税効果会計の適用により法人税等合計157百万円を計上しました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は293百万円となりました。

第20期第2四半期連結累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)

当第2四半期連結累計期間の売上高は3,645百万円、営業利益は342百万円、経常利益は335百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は210百万円となりました。詳細につきましては前記「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (1) 業績 第20期第2四半期連結累計期間(自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)」に記載のとおりであります。

## (3) 財政状態の分析

第19期連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

## （資産の部）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比較して1,964百万円増加し、3,156百万円となりました。

流動資産におきましては、前連結会計年度末と比較して1,811百万円増加し、2,750百万円となりました。これは主に現金及び預金が1,388百万円増加したこと及び受取手形及び売掛金が300百万円増加したことによるものであります。

固定資産におきましては、前連結会計年度末と比較して153百万円増加し、405百万円となりました。これは主にソフトウェアが123百万円増加したことによるものであります。

## （負債の部）

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末と比較して665百万円増加し、1,459百万円となりました。

流動負債におきましては、前連結会計年度末に比べ672百万円増加し、1,237百万円となりました。これは主に買掛金が261百万円増加したこと、1年内返済予定の長期借入金が66百万円増加したこと及び未払法人税等が126百万円増加したことによるものであります。

固定負債におきましては、前連結会計年度末に比べ7百万円減少し、222百万円となりました。これは長期借入金が7百万円減少したことによるものであります。

## （純資産の部）

当連結会計年度末における純資産は、前連結会計年度末と比較して1,299百万円増加し、1,696百万円となりました。

これは主に第三者割当増資に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ500百万円増加したこと及び親会社株主に帰属する当期純利益293百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は53.6%（前連結会計年度末は33.3%）となりました。

第20期第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

## （資産）

当第2四半期連結会計期間末における流動資産は3,384百万円となり、前連結会計年度末に比べ633百万円増加いたしました。これは主に現金及び預金が282百万円増加したこと及び受取手形及び売掛金が231百万円増加したことによるものであります。固定資産は527百万円となり、前連結会計年度末に比べ122百万円増加いたしました。これは主に本社事務所の増床に伴い有形固定資産が62百万円増加したこと及び本社事務所の増床に伴う敷金の増加等により投資その他の資産が74百万円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は3,911百万円となり、前連結会計年度末に比べ755百万円増加いたしました。

## （負債）

当第2四半期連結会計期間末における流動負債は1,708百万円となり、前連結会計年度末に比べ470百万円増加いたしました。これは主に買掛金が140百万円増加したこと、短期借入金が200百万円増加したことによるものであります。固定負債は132百万円となり、前連結会計年度末に比べ89百万円減少いたしました。これは長期借入金が89百万円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,840百万円となり、前連結会計年度末に比べ381百万円増加いたしました。

## （純資産）

当第2四半期連結会計期間末における純資産合計は2,071百万円となり、前連結会計年度末に比べ374百万円増加いたしました。これは主に有償一般募集増資に伴い資本金及び資本剰余金がそれぞれ16百万円増加したこと、自己株式の処分に伴い資本剰余金が130百万円増加したこと及び親会社株主に帰属する四半期純利益210百万円によるものであります。

この結果、自己資本比率は52.8%（前連結会計年度末は53.6%）となりました。

## (4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

## (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第19期連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は220,832千円であります。その主なものは、ロボットアウトソーシング事業における「BizRobo!」を構成するソフトウェアライセンス取得によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第20期第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

当第2四半期連結累計期間中において、著しい変動はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

第19期連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

##### (1) 提出会社

平成30年2月28日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)	
			建物 (千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都港区)	その他	内部造作 事務用機器	4,830	5,098	1,766	72	11,769	7 (-)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 建物の全部を連結会社以外の者から賃借しております。事務所の年間賃借料（国内子会社への転貸分を含む）は、63,485千円であります。

3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

##### (2) 国内子会社

平成30年2月28日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
			ソフトウェア (千円)	ソフトウェア仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
R P Aテクノロジーズ株式会社 (東京都港区)	ロボットアウトソーシング事業	ソフトウェア	284,428	-	284,428	15 (9)
株式会社セグメント (東京都港区)	アドネットワーク事業	ソフトウェア	2,950	3,220	6,170	12 (-)
オープンアソシエイツ株式会社 (東京都港区)	コンサルティング事業	ソフトウェア	2,627	-	2,627	11 (1)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマーを含む。）は、年間平均雇用人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

第20期第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

当第2四半期連結累計期間において、著しい変動はありません。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当社グループにおける重要な設備の新設等の計画は、下記のとおりであります。

平成30年9月30日現在

会社名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月	
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了
R P Aテクノロジーズ 株式会社 (東京都港区)	ロボットアウト ソーシング事業	ソフトウェア (「BizRobo!」 のライセンス)	200,000	-	自己資金	平成30年 11月	平成30年 12月

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,760,000
計	18,760,000

## 【発行済株式】

種類	発行数(株) (平成30年8月31日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,170,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら 限定のない当社における標準となる株式 であります。なお、単元株式数は100株 であります。
計	5,170,000	-	-

(注) 1. 当社株式は平成30年3月27日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。

2. 平成30年2月20日及び平成30年3月6日開催の取締役会において、有償一般募集増資による新株式の発行を決議し、平成30年3月26日に払込が完了いたしました。これにより発行済株式数10,000株増加し、5,170,000株となっております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 第1回新株予約権（平成28年1月25日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (平成30年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成30年9月30日)
新株予約権の数(個)	82	82
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	410,000 (注)1、5	410,000 (注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6 (注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	平成30年1月26日～ 平成38年1月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6 資本組入額 3 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権については、原則として譲渡できないものとする。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 また、新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権を第三者に質入れその他一切を処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

## 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、または当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (4) 新株予約権者は、行使期間に関わらず、当該株式が日本国内の証券取引所に上場された後1年を経過する日まで、その権利を行使できない。
- (5) その他権利行使の条件は、当該新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

## 4 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
  - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 5 平成29年5月15日開催の取締役会決議により、平成29年5月30日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 第2回新株予約権（平成29年5月23日定時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成30年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年9月30日）
新株予約権の数（個）	295,000	289,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	295,000 （注）1	289,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	600 （注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成31年5月24日～ 平成39年5月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 600 資本組入額 300	同左
新株予約権の行使の条件	（注）3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権については、原則として譲渡できないものとする。ただし、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。 また、新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権を第三者に質入れその他一切を処分することができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 2 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

### 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が権利行使時において当社株主の地位を有する場合、または当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
- (3) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (4) 新株予約権者は、行使期間に関わらず、当該株式が日本国内の証券取引所に上場された後1年を経過する日まで、その権利を行使できない。
- (5) その他権利行使の条件は、当該新株予約権に係る株主総会決議及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

### 4 新株予約権の取得事由

- (1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

## 第3回新株予約権（平成30年2月9日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 （平成30年2月28日）	提出日の前月末現在 （平成30年9月30日）
新株予約権の数（個）	1,548	1,548
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	154,800 （注）2	154,800 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,800 （注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成31年6月1日～ 平成40年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,800 資本組入額 1,400	同左
新株予約権の行使の条件	（注）4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

（注）1 本新株予約権は、新株予約権1個（普通株式100株）につき3,400円で有償発行しております。

- 2 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

- 3 当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

#### 4 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 本新株予約権者は、2019年2月期から2020年2月期の当社連結損益計算書に記載される経常利益が、次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各本新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として、新株予約権を行使することができる。
  - (a) 経常利益6.5億円を超過した場合  
行使可能割合：30%
  - (b) 経常利益8億円を超過した場合  
行使可能割合：60%
  - (c) 経常利益10億円を超過した場合  
行使可能割合：100%なお、参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (3) 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社または当社関係会社(以下「当社等」という。)の取締役、従業員及び当社等と契約関係にある顧問・業務委託先の外部協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができるものとし、会社法第274条第3項に基づく本新株予約権者に対する通知は、本新株予約権者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。



## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成29年2月16日 (注)1	3,062	938	-	30,000	-	-
平成29年5月30日 (注)2	4,689,062	4,690,000	-	30,000	-	-
平成29年10月13日 (注)3	470,000	5,160,000	500,550	530,550	500,550	500,550

(注)1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 株式分割(1:5,000)によるものであります。

3. 有償第三者割当 470,000株

発行価格 2,130円

資本組入額 1,065円

主な割当先 ソフトバンク株式会社、FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合、パーソルプロセス&テクノロジー株式会社、株式会社エネルギー・コミュニケーションズ、SBメディアホールディングス株式会社、りそなキャピタル3号投資事業組合

4. 決算日後、平成30年3月26日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式10,000株(発行価格3,570円、引受価額3,284.40円、資本組入額1,642.20円)発行により、資本金及び資本準備金はそれぞれ16,422千円増加しております。

## (5)【所有者別状況】

平成30年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	6	37	53	19	1	2,157	2,273	-
所有株式数 (単元)	-	2,643	532	3,320	2,798	1	42,370	51,664	3,600
所有株式数 の割合 (%)	-	5.1	1.0	6.4	5.4	0.0	82.1	100.0	-

## (6) 【大株主の状況】

平成30年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
高橋 知道	東京都港区	2,370,000	45.84
大角 暢之	東京都中央区	470,000	9.09
山根 大	東京都港区	280,000	5.41
GMCM VCP 1 PTE.LTD. (常任代理人 濱崎 一真)	150 CECIL STREET, #10-06, Singapore 069543 (東京都港区)	250,000	4.83
ソフトバンク株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番1号	230,000	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	196,500	3.80
西木 隆	東京都港区	150,000	2.90
FinTechビジネスイノベーション投 資事業有限責任組合	東京都港区六本木一丁目6番1号	140,000	2.70
石井 岳之	東京都渋谷区	135,000	2.61
西江 肇司	東京都渋谷区	125,000	2.41
計	-	4,346,500	84.07

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成30年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,166,400	51,664	-
単元未満株式	普通株式 3,600	-	-
発行済株式総数	5,170,000	-	-
総株主の議決権	-	51,664	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## ( 8 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方式によるものであります。

当該制度の内容は以下のとおりです。

## 第1回新株予約権（平成28年1月25日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成28年1月25日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 子会社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第2回新株予約権（平成29年5月23日定時株主総会決議）

決議年月日	平成29年5月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2 子会社取締役 3 当社従業員 1 子会社従業員 8
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

## 第3回新株予約権(平成30年2月9日臨時株主総会決議)

当社はストックオプション制度に準じた制度として第3回新株予約権を発行しております。当社の代表取締役である高橋知道は、当社グループの現在及び将来の役職員及び当社グループと継続的な役務提供を内容とする顧問契約・業務委託契約を締結している者に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、平成30年2月9日開催の株主総会決議に基づき、平成30年2月13日付で税理士松本深雪を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第3回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第3回新株予約権)に基づき、松本深雪に対して、平成30年2月14日に第3回新株予約権(平成30年2月9日臨時株主総会決議)を発行しております。

本信託(第3回新株予約権)は、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対して、その功績に応じて、松本深雪が、受益者適格要件を満たす者に対して、第3回新株予約権1,548個(本書提出日現在1個当たり100株相当)を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第3回新株予約権)は3つの契約(A01からA03まで)により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名称	新株予約権信託
委託者	高橋知道
受託者	松本深雪
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
信託契約日 (信託期間開始日)	平成30年2月13日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 516個 (A02) 516個 (A03) 516個
信託期間満了日	(A01) 上場後2年が経過する日又は受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日 (A02) 上場後3年が経過する日又は受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日 (A03) 上場後5年が経過する日又は受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第3回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で(A01)から(A03)までのそれぞれにつき第3回新株予約権1,548個(本書提出日現在1個当たり100株相当)が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約・業務委託契約を締結している者のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第3回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

第3回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	平成30年2月9日
付与対象者の区分及び人数（名）	社外協力者 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(9) 【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	40,000	131,376
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数(注)	40,000	-	-	-

## 3【配当政策】

当社は、株主への還元を第一として、配当原資確保のための収益力を強化し、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

第19期事業年度の剰余金の配当につきましては、競争力強化と更なる成長のために、今回は無配とさせて頂いております。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開への備えと設備投資費用として投入していくこととしております。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

## 4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期
決算年月	2019年2月
最高(円)	19,990
最低(円)	11,000

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2018年5月	2018年6月	2018年7月	2018年8月	2018年9月	2018年10月
最高(円)	16,850	15,650	13,710	13,840	14,300	16,240
最低(円)	13,520	12,000	11,000	11,100	12,350	12,400

(注) 2018年10月の株価については、2018年10月17日現在で表示しております。

## 5【役員の状況】

男性 8名 女性 -名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	-	高橋 知道	昭和45年6月9日生	平成5年6月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成8年11月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 平成12年4月 当社設立、代表取締役就任（現任） 平成17年5月 株式会社ベクトル取締役就任 平成20年12月 リーグル株式会社取締役就任（現任） 平成24年11月 株式会社セグメント取締役就任（現任） 平成25年7月 ビズロボジャパン株式会社（現RPAテクノロジーズ株式会社）取締役（現任） 平成25年8月 維酷公共関係諮問（上海）有限公司監事就任 平成25年9月 株式会社アドベンチャー取締役就任 平成28年1月 オープンアソシエイツ株式会社取締役就任（現任）	(注)4	2,370,000
取締役	-	大角 暢之	昭和45年12月9日生	平成7年6月 アンダーセンコンサルティング（現アクセンチュア株式会社）入社 平成11年10月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社 平成12年4月 当社設立、取締役就任（現任） 平成25年7月 ビズロボジャパン株式会社（現RPAテクノロジーズ株式会社）代表取締役社長就任（現任） 平成28年8月 一般社団法人日本RPA協会代表理事就任（現任） 平成29年2月 RPAエンジニアリング株式会社監査役就任（現任）	(注)4	470,000
取締役	-	松井 哲史	昭和54年6月18日生	平成16年4月 当社入社 平成26年11月 当社、ビズロボジャパン株式会社（現RPAテクノロジーズ株式会社）、株式会社セグメント、リーグル株式会社監査役就任 平成27年11月 当社取締役就任（現任）	(注)4	20,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注) 1	-	西木 隆	昭和43年 4 月 8 日生	平成 5 年 4 月 三井不動産株式会社入社 平成12年10月 クレディスイスイファーストポスト証券 (現クレディスイスイ証券株式会社) 東京 支社入社 平成13年 9 月 Colony Capital Asia Pacific Pte.Ltd. 東京支店入社、COO就任 平成15年 9 月 ラウンドヒル・キャピタルパートナーズ 株式会社代表取締役就任 平成19年11月 ブルデンシャル・リアルエステート・イ ンベスターズ・ジャパン株式会社代表取 締役就任 平成22年10月 カーバル・インベスターズ・ピーティ ー・リミテッド東京支店入社、日本代 表就任 平成26年 1 月 Stream Capital Partners Japan株式会 社設立、代表取締役就任 平成26年 9 月 株式会社アドベンチャー監査役就任 平成27年 4 月 株式会社ウィルゲート取締役就任(現 任) 平成27年 5 月 株式会社ベクトル取締役就任(現任) 平成27年11月 当社監査役就任 ビズロボジャパン株式会社(現RPAテ クノロジーズ株式会社)、株式会社セグ メント、リーグル株式会社監査役就任 (現任) 平成28年 1 月 オープンアソシエイツ株式会社監査役就 任(現任) 平成28年12月 株式会社オークファン取締役就任(現 任) 平成30年 5 月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 5	150,000
取締役 (監査等委員) (注) 1	-	羽入 敏祐	昭和43年 2 月26日生	平成 4 年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 平成10年 7 月 株式会社ウィズ入社 平成13年 1 月 株式会社ストラテジックシナリオ設立、 代表取締役就任 平成17年 1 月 羽入敏祐公認会計士事務所開設 平成17年 6 月 長野県行財政改革担当参事就任 平成19年 2 月 株式会社ベクトル管理部長就任 平成21年 2 月 株式会社PR TIMES取締役就任 平成21年 5 月 日之出監査法人(現ひので監査法人)代 表社員就任 株式会社ベクトル取締役就任 平成23年 7 月 日之出監査法人(現ひので監査法人)社 員就任(現任) 平成25年 1 月 株式会社旅キャピタル(現株式会社エボ ラブルアジア)監査役就任 平成25年10月 フリーダムアーキテクツデザイン株式会 社取締役就任 平成26年 7 月 株式会社PR TIMES監査役就任(現任) 平成26年11月 日之出コンサルティング株式会社代表取 締役就任(現任) 平成27年11月 当社取締役就任 ビズロボジャパン株式会社(現RPAテ クノロジーズ株式会社)、株式会社セグ メント取締役就任(現任) 平成28年 1 月 オープンアソシエイツ株式会社取締役就 任(現任) 平成30年 5 月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 5	50,000



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注) 1	-	永井 栄一	昭和52年10月17日生	平成17年9月 弁護士登録(58期) 平成17年10月 ボールヘイスティングス法律事務所・外国法共同事業入所 平成20年10月 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所入所 平成24年3月 ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)入所 平成24年9月 ホワイト&ケース法律事務所ロンドンオフィス 平成25年9月 ホワイト&ケース法律事務所 ホワイト&ケース外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)復帰 平成28年1月 ケイネックス法律事務所を設立 パートナー就任(現任) 平成28年4月 当社監査役就任 平成30年5月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 5	25,000
取締役 (監査等委員) (注) 1	-	藤田 智弘	昭和41年9月12日生	平成元年4月 大和証券株式会社入社 平成10年1月 株式会社ビジネスブレイン太田昭和人入社 平成16年7月 日興アントファクトリー株式会社(現アント・キャピタル・パートナーズ株式会社)入社 戦略投資グループ パートナー 平成20年3月 アント・コーポレートアドバイザー株式会社(現ACA株式会社)へ出向 戦略投資グループ マネージングパートナー 平成20年12月 ACA株式会社へ転籍 平成24年12月 ACA Investments Pte Ltdへ転籍 マネージングパートナー(現任) 平成28年9月 当社監査役就任 平成29年2月 ACA Investments Pte Ltd取締役就任(現任) 平成30年5月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 5	25,000
取締役 (監査等委員) (注) 1	-	増田 吉彦	昭和57年4月27日生	平成17年4月 あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 平成20年1月 公認会計士登録 平成25年8月 朝日税理士法人入所 平成26年2月 税理士登録 平成27年7月 増田吉彦公認会計士事務所代表(現任) 平成30年5月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 5	-
計						3,110,000

(注) 1. 取締役西木隆、羽入敏祐、永井栄一、藤田智弘及び増田吉彦は、社外取締役であります。

2. 平成30年5月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。

3. 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 西木 隆、委員 羽入 敏祐、委員 永井 栄一、委員 藤田 智弘、委員 増田 吉彦  
なお、西木 隆は常勤の監査等委員であります。

4. 平成30年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。

5. 平成30年5月30日開催の定時株主総会の終結の時から2年間あります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業が安定した成長・発展を遂げていくためには、経営の効率性と健全性を高めるとともに、公正で透明度の高い経営体制を構築していくことが不可欠であるとの観点から、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

企業統治の体制

当連結会計年度末における当社の企業統治の体制は、以下のとおりです。

（企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由）

当社は、平成30年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

この移行は、取締役会から業務執行を担う取締役への権限移譲を通じた意思決定の迅速化による業務執行機能の強化をはかるとともに、取締役会における議決権を有する社外取締役の増員等による経営の監督機能を強化し、更なるコーポレートガバナンスの強化並びに企業価値の向上を図るためであります。

本書提出日現在、監査等委員でない取締役3名及び監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役5名）であり、役員の過半数を社外役員で構成することにより、取締役会の監視機能を強化しております。

業務の執行におきましては、遵法精神に基づいた諸施策の展開と迅速な意思決定が重要であるとの考えから、当社は現状の体制の中で、定例及び臨時の取締役会に加え、諸施策を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、あわせて重要な日常業務の報告を目的とする経営会議を定期的開催し、会社の重要事項に関する意思決定を行っております。取締役会及び経営会議におきましては、監査等委員からの意見や助言を取り入れながら、有効かつ客観的な審議を行い迅速な意思決定が実現されるよう図っております。また、監査等委員と代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催するなど、監査等委員の監査が実効的に行われる体制の充実を図っております。意思決定の過程では、法的な側面につきましては顧問弁護士より、会計・税務面におきましては公認会計士や税理士より、適宜、アドバイスを受け適法性を確保しております。

従いまして、監査等委員会設置会社への移行後の体制におきましては、当社の事業規模や事業特性を鑑みても、コーポレート・ガバナンスの要素である経営の透明性、健全性、遵法性の確保と実効性のある経営監視体制はより充実するものと考えております。

当社の各機関等の概要は下記のとおりであります。

#### a．取締役会

当社の取締役会は、監査等委員ではない取締役3名及び監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役5名）で構成しております。毎月の定時開催及び臨時開催を通じて、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役として経営者、投資家、弁護士及び公認会計士を招聘し、より広い視野に基づいた経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

#### b．監査等委員会

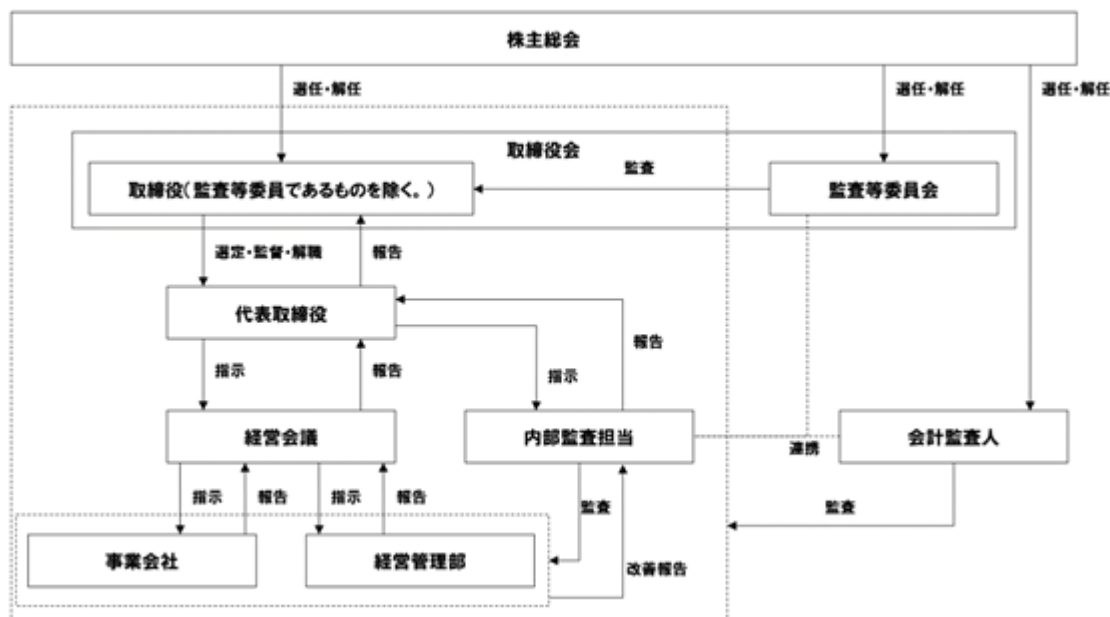
監査等委員会は、常勤の社外取締役1名、非常勤の社外取締役4名で構成しております。毎月開催をしており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外取締役は、経営者、投資家、弁護士及び公認会計士であり、それぞれの職業倫理の観点より経営監視をしていただくこととしております。

監査等委員である取締役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・関係会社代表取締役社長・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤の監査等委員は経営会議への出席や関係会社への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

#### c．経営会議

経営会議は当社取締役、当社監査等委員、当社経営管理部長、関係会社代表取締役社長をもって構成しており、定例会として毎月1回開催し、事業計画及び業績についての検討、グループ全体の取締役会に付議する事項の事前審議、起案、重要な業務に関する連絡、審議、重要な制度・手続の制定・改廃の検討等について実施することにより、取締役会を補佐しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は以下の図のとおりであります。



（その他の企業統治に関する事項）

a．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社グループの業務の適正を確保するための体制（内部統制基本方針）を構築し、整備・運用に努めております。

イ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制

（イ）当社グループは、「コンプライアンスポリシー」を制定し、当社グループ各社の取締役は自らこれを遵守する。

（ロ）監査等委員会規程及び内部監査規程により、監査等委員会監査及び内部監査の対象を当社グループ全社と定め、当社グループ全体の法令及び定款の適合性評価を行っております。

（ハ）当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容及び事業活動を適時的に確に把握するため、必要に応じて関係資料等の提出あるいは報告を求めるとしております。

ロ．取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）役員及び従業員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範と倫理観のもとに職務を遂行する。

（ロ）コンプライアンスに関する規程等を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。コンプライアンスの状況については、内部監査担当が内部監査を実施する。

（ハ）内部監査担当及び監査等委員にコンプライアンス相談窓口を設け、内部通報制度の運用により法令及び規程等に違反する行為の早期発見と是正を図る。

（ニ）反社会的勢力に対して毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断することを徹底する。

この方針に基づき、対応統括部門を中心とした社内体制の整備を図り、警察などの外部専門機関との連携のもと、反社会的勢力排除に向けた取り組みを強力に推進する。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録・保存する。これらの記録は、取締役及び監査等委員が閲覧可能な状態にて管理する。

ニ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（イ）リスク管理に関する諸規程を整備し、これらの規程に従って業務を遂行する。リスク管理の状況については、内部監査担当及び特定のリスク管理項目を分掌する部門が内部監査を実施する。

（ロ）全社横断的なリスク管理活動を推進するため、当社代表取締役をコンプライアンス・リスク責任者として、リスク管理活動を実施する。

ホ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（イ）取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程及び稟議規程等により権限移譲及び意思決定手順を明確化する。

（ロ）取締役等を構成員とする経営会議を設置する。

（ハ）取締役会において総合予算を策定し、総合予算に基づく事業部毎の月次業績管理を取締役会及び経営会議において実施する。

へ．監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会からの要望があった場合は、監査等委員スタッフを置くものとする。

ト．前項の当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員スタッフの人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。

チ．取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

(イ) 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。

(ロ) 監査等委員は、取締役又は従業員に対し報告を求めることができる。

(ハ) 内部監査担当は、内部監査の実施状況を監査等委員会に対して報告する体制を整備する。

(ニ) 関係会社管理規程、コンプライアンス・リスク管理規程、事故・不祥事等対応規程により、適正な報告がなされるよう体制を整備する。

(ホ) コンプライアンス内部通報規程を設け、報告による不利益的扱いを禁止する規程を整備するなど、報告者に不利な取り扱いがなされないことを確保する体制の整備に努めております。

リ．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

ヌ．その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 監査等委員は、経営会議その他の重要な会議、委員会等に出席できる。

(ロ) 監査等委員と代表取締役との間で定期的に意見交換会を開催する。

(ハ) 監査等委員は、会計監査人もしくは内部監査担当との間で定期的に意見交換会を開催するなど、連携を図る。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業活動に伴って発生する可能性のある社内外のリスクに対しては、リスク管理に関する諸規程を整備し、リスクの早期発見と未然防止を図るため、当社代表取締役がコンプライアンス・リスク責任者として、全社横断的な管理活動を行っております。

イ．リスク管理体制の整備状況

当社は、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、当社代表取締役を責任者、当社経営管理部管掌取締役を担当者として当社グループのリスク管理を行うこととしております。

当社取締役、当社監査等委員、当社経営管理部長、関係会社代表取締役社長が出席する経営会議において、当社グループ運営に関する全社的・統括的なリスク管理の報告及び対応策検討を行っております。経営管理部管掌取締役、関係会社代表取締役社長は担当部門、関係会社のリスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うとともに、不測の事態が発生した場合にはコンプライアンス・リスク担当者へ報告することとなっております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

ロ．コンプライアンス体制の整備状況

当社は企業価値向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・徹底が必要不可欠であると認識し、コンプライアンス・リスク管理規程を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。当社の主要な会議（取締役会、経営会議、全体会議等）の機会を利用し、全役職員が法令等を遵守した行動、高い倫理観をもった行動をとることを周知徹底しております。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として、コンプライアンス内部通報規程に基づく内部通報制度を整備しております。

ハ．情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は、業務上取り扱う顧客等の情報及び当社の企業情報を各種漏洩リスクから守るため、代表取締役が「情報セキュリティ基本方針」を宣言しております。具体的にはISMS管理策詳細マニュアルに基づき、各情報資産に対する情報セキュリティレベル、取扱いを定め、管理しております。また当社で保存する個人情報については以下の体制で管理しております。

(イ) 個人情報保護法やガイドラインに従って必要な社内体制を整備し、従業員から個人情報の取り扱いを適正に行う旨の誓約書を取得します。

(ロ) 個人情報の利用を業務上必要な社員だけに制限し、個人情報が含まれる媒体などの保管・管理などに関する規則を作り、個人情報保護のための措置を講じます。

- (ハ) システムに保存されている個人情報については、業務上必要な社員だけが利用できるようなアカウントとパスワードを用意し、アクセス権限管理を実施します。なお、アカウントとパスワードは漏えい、滅失のないよう厳重に管理します。
- (ニ) インターネットによる個人情報にかかわるデータ伝送時のセキュリティのため、必要なウェブページに業界標準の暗号化通信であるSSLを使用します。
- (ホ) サービスに支障が生じないことを前提として、個人情報の受領時から一定期間経過後、個人情報は随時削除しています。

#### （責任限定契約の内容）

当社は、業務執行を行わない社外役員等が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘することを目的として、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨、定款で定めております。なお、当社と社外取締役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

#### 内部監査及び監査等委員会監査

内部監査機能としては、会社規模、効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、代表取締役が選任した内部監査担当者を2名設置し、内部監査を実施しております。内部監査の実施に当たっては、自己監査にならないように、内部監査担当者が所属する部門については他の内部監査担当が内部監査を実施する相互監査となっております。

内部監査については、代表取締役による承認を得た内部監査計画書に基づき、経営活動の全般に係る管理・運営の制度及び業務の遂行状況について、合法性と合理性の観点から検討・評価しております。内部監査結果については、内部監査実施報告書として取りまとめ、代表取締役及び監査等委員会さらに内部監査の過程で改善を要する事項が検出された場合には、助言・提案を行うとともに、被監査部門による改善状況をフォローアップ監査により確認しております。内部監査担当者は内部監査の実施状況を監査等委員会で報告し、監査等委員と共有を図っており、非常勤の社外取締役も交えた内部監査の意見交換を行い、監査等委員会との連携を図っております。また、監査等委員会から追加の調査依頼を受ける等、内部監査の実施結果や今後の方針について、意見や助言等を受けております。

監査等委員は、常勤の社外取締役1名及び社外取締役4名による監査体制であります。常勤の監査等委員は、取締役会はもとより経営会議その他の重要会議に出席し、業務執行に関する適切な監査や助言を行い、経営の質的向上と健全性確保に努めております。また、他の監査等委員を含めて、経営活動全般にわたり独立した立場からの客観的な監査や助言が実現されるよう図っております。監査等委員会監査の実施結果や経営会議での審議事項、内部監査の実施結果等、日々のモニタリングの状況は、他の監査等委員と定期的に共有され、監督又は監査における実効性確保のための意見交換や助言等を行い、相互の連携を図っております。また、監査等委員は、内部監査担当やコンプライアンス・リスク担当者等の内部統制部門との情報共有や意見交換を行い、それぞれの監督又は監査の連携を強化しております。監査等委員は定期的に内部監査担当と情報共有を行い、活動状況の報告を受け、その活動について助言を行い、必要に応じて調査を求めています。また、会計監査人とは必要に応じて随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

内部監査担当、監査等委員及び会計監査人は、定期的に情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。また、常勤の監査等委員は、内部監査担当及び会計監査人と随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

社外取締役

当社の社外取締役は5名であります。

常勤社外取締役である西木隆氏は、経営者及び投資家としての豊富な経験と幅広い見識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。なお、同氏は当社株式を200,000株（議決権割合3.9%）所有しております。

社外取締役である羽入敏祐氏は、主に公認会計士としての豊富な経験と人脈を有し、同氏を社外取締役に選任することにより、経営の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役に選任しております。なお、同氏は当社株式を50,000株（議決権割合1.0%）及び新株予約権2個（当社普通株式10,000株）を所有しております。

社外取締役である永井栄一氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識を客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。なお、同氏は当社株式を25,000株（議決権割合0.5%）所有しております。

社外取締役である藤田智弘氏は、投資家としてのグローバルな視点を有しており、客観的かつ中立の立場で当社の監査に反映していただくため選任しております。なお、同氏は当社株式を25,000株（議決権割合0.5%）所有しております。

社外取締役である増田吉彦氏は、公認会計士及び税理士として活躍されており、財務及び会計分野の専門的見地を当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

社外取締役は、上記を除いて、当社と人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針として定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

社外取締役は、取締役会に出席し、報告を受けるとともに、提言や意見を述べております。常勤の社外取締役は、監査等委員会監査の実施結果や経営会議での審議事項、内部監査の実施結果等、日々のモニタリングの状況を他の社外取締役と共有する場を定期的に設け、監督又は監査における実効性確保のための意見交換や助言等を行える環境を整え、連携を密にしております。また、内部監査担当やコンプライアンス・リスク担当者等の内部統制部門との情報共有や意見交換を行い、それぞれの監督又は監査の連携を強化しております。社外取締役、内部監査担当並びに会計監査人は、随時情報交換を行い、相互の連携を高め職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	49,650	49,650	-	-	-	2
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-	-
社外役員	8,400	8,400	-	-	-	4

取締役大角暢之は、子会社R P Aテクノロジーズ株式会社より取締役報酬を支給しており、当社から取締役報酬を支給していません。

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社の役員の報酬等につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役については取締役会で、監査役については監査役会で決定しております。

## 株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社の株式の保有状況については以下のとおりです。

イ．投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
1 銘柄 9,999千円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

該当事項はありません。

当事業年度

該当事項はありません。

## 会計監査の状況

業務を執行した公認会計士の氏名

有限責任 あずさ監査法人

公認会計士の氏名等		
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	開内 啓行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	坂井 知倫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	倉田 剛

（注）継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

## 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他1名

## 取締役の定数

当社の取締役は11名以内とする旨、定款に定めております。

## 取締役の選任の要件

- 1．当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款で定めております。
- 2．当社は、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

## 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

## 株主総会の特別決議要項

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。

## ( 2 ) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
提出会社	13,000	-	28,000	1,620
連結子会社	-	-	-	-
計	13,000	-	28,000	1,620

## 【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度の前連結会計年度)

該当事項はありません。

(最近連結会計年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場するためのコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

## 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査日数、規模及び業務の特性等を勘案し、監査等委員会の同意を得て決定しております。



## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成30年6月1日から平成30年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の専門的情報を有する団体等が主催する研修・セミナーに積極的に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	458,009	1,846,580
受取手形及び売掛金	385,489	686,063
仕掛品	7,982	2,685
前払費用	22,757	123,989
繰延税金資産	22,618	48,645
その他	42,583	43,554
貸倒引当金	-	624
流動資産合計	939,440	2,750,895
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	16,309	16,309
減価償却累計額	10,386	11,478
建物（純額）	5,922	4,830
工具、器具及び備品	10,780	10,780
減価償却累計額	4,244	5,681
工具、器具及び備品（純額）	6,535	5,098
有形固定資産合計	12,458	9,929
<b>無形固定資産</b>		
のれん	10,112	7,290
ソフトウェア	168,198	291,772
ソフトウェア仮勘定	-	3,220
その他	608	72
無形固定資産合計	178,918	302,356
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5,000	14,999
敷金	47,821	56,612
繰延税金資産	7,540	21,226
投資その他の資産合計	60,362	92,838
<b>固定資産合計</b>	251,739	405,124
<b>資産合計</b>	1,191,179	3,156,019

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	241,220	502,927
1年内返済予定の長期借入金	112,596	179,268
未払金	59,051	119,188
未払法人税等	52,277	179,229
賞与引当金	40,236	61,758
繰延税金負債	168	-
その他	59,318	194,827
流動負債合計	564,869	1,237,198
固定負債		
長期借入金	229,404	222,356
固定負債合計	229,404	222,356
負債合計	794,273	1,459,554
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	30,000	530,550
資本剰余金	35,153	535,703
利益剰余金	332,163	625,358
自己株式	410	410
株主資本合計	396,906	1,691,201
新株予約権	-	5,263
純資産合計	396,906	1,696,464
負債純資産合計	1,191,179	3,156,019

## 【四半期連結貸借対照表】

（単位：千円）

当第2四半期連結会計期間  
(平成30年8月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	2,129,439
受取手形及び売掛金	917,218
仕掛品	3,157
その他	335,583
貸倒引当金	792
流動資産合計	3,384,606
固定資産	
有形固定資産	71,933
無形固定資産	
のれん	5,879
ソフトウェア	281,207
ソフトウェア仮勘定	800
その他	72
無形固定資産合計	287,959
投資その他の資産	167,267
固定資産合計	527,160
資産合計	3,911,766
負債の部	
流動負債	
買掛金	643,532
短期借入金	200,000
1年内返済予定の長期借入金	179,268
未払法人税等	126,803
賞与引当金	42,511
その他	515,919
流動負債合計	1,708,035
固定負債	
長期借入金	132,722
固定負債合計	132,722
負債合計	1,840,757
純資産の部	
株主資本	
資本金	546,972
資本剰余金	683,091
利益剰余金	835,683
株主資本合計	2,065,746
新株予約権	5,263
純資産合計	2,071,009
負債純資産合計	3,911,766

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
売上高	2,644,627	4,188,747
売上原価	1,681,140	2,657,639
売上総利益	963,486	1,531,107
販売費及び一般管理費		
役員報酬	104,260	140,175
給料及び手当	195,149	298,002
賞与引当金繰入額	39,174	61,758
貸倒引当金繰入額	-	624
のれん償却額	2,822	2,822
その他	455,112	562,342
販売費及び一般管理費合計	796,518	1,065,724
営業利益	166,968	465,383
営業外収益		
受取利息	22	113
受取手数料	-	320
為替差益	-	125
その他	233	311
営業外収益合計	255	870
営業外費用		
支払利息	4,570	3,816
支払手数料	3,000	2,000
為替差損	972	-
株式交付費	-	3,718
株式公開費用	-	6,317
その他	348	-
営業外費用合計	8,892	15,853
経常利益	158,331	450,400
特別利益		
匿名組合清算益	61,999	-
特別利益合計	61,999	-
特別損失		
固定資産売却損	-	128
特別損失合計	-	128
税金等調整前当期純利益	220,330	450,272
法人税、住民税及び事業税	69,544	196,958
法人税等調整額	5,159	39,881
法人税等合計	64,384	157,077
当期純利益	155,945	293,195
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	155,945	293,195

## 【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
当期純利益	155,945	293,195
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	27,462	-
その他の包括利益合計	27,462	-
包括利益	128,483	293,195
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	128,483	293,195
非支配株主に係る包括利益	-	-

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年8月31日)
売上高	3,645,314
売上原価	2,428,226
売上総利益	1,217,088
販売費及び一般管理費	874,713
営業利益	342,374
営業外収益	
受取利息	41
為替差益	84
その他	451
営業外収益合計	577
営業外費用	
支払利息	2,693
株式交付費	189
株式公開費用	1,356
その他	2,980
営業外費用合計	7,220
経常利益	335,731
税金等調整前四半期純利益	335,731
法人税等	125,407
四半期純利益	210,324
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	210,324

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年8月31日)
四半期純利益	210,324
四半期包括利益	210,324
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	210,324
非支配株主に係る四半期包括利益	-



## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,000	-	176,217	163,257	42,960
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			155,945		155,945
自己株式の処分		192,352		5,647	198,000
自己株式の消却		157,199		157,199	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	35,153	155,945	162,846	353,945
当期末残高	30,000	35,153	332,163	410	396,906

	その他の包括利益累計額	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	27,462	70,423
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		155,945
自己株式の処分		198,000
自己株式の消却		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	27,462	27,462
当期変動額合計	27,462	326,483
当期末残高	-	396,906

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	30,000	35,153	332,163	410	396,906
当期変動額					
新株の発行	500,550	500,550			1,001,100
親会社株主に帰属する当期純利益			293,195		293,195
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	500,550	500,550	293,195	-	1,294,295
当期末残高	530,550	535,703	625,358	410	1,691,201

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	-	396,906
当期変動額		
新株の発行		1,001,100
親会社株主に帰属する当期純利益		293,195
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	5,263	5,263
当期変動額合計	5,263	1,299,558
当期末残高	5,263	1,696,464

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	220,330	450,272
減価償却費	44,899	96,102
のれん償却額	2,822	2,822
固定資産売却損益（は益）	-	128
貸倒引当金の増減額（は減少）	1,906	624
賞与引当金の増減額（は減少）	25,001	21,522
受取利息	22	113
支払利息	4,570	3,816
株式交付費	-	3,718
株式公開費用	-	6,317
為替差損益（は益）	85	374
匿名組合清算損益（は益）	61,999	-
売上債権の増減額（は増加）	121,755	300,574
たな卸資産の増減額（は増加）	4,171	5,296
仕入債務の増減額（は減少）	60,696	261,706
未払金の増減額（は減少）	21,312	52,962
その他	25,570	41,552
小計	215,263	646,528
利息の受取額	22	113
利息の支払額	4,570	3,816
法人税等の支払額	44,826	97,932
法人税等の還付額	-	23,336
営業活動によるキャッシュ・フロー	165,887	568,230
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	5,000	9,999
匿名組合からの分配による収入	63,199	-
有形固定資産の取得による支出	5,749	-
有形固定資産の売却による収入	-	871
無形固定資産の取得による支出	130,323	217,832
敷金の差入による支出	2,501	12,919
敷金の回収による収入	3,542	470
投資活動によるキャッシュ・フロー	76,831	239,409
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	100,000	-
長期借入れによる収入	300,000	200,000
長期借入金の返済による支出	312,600	140,376
株式の発行による収入	-	997,381
新株予約権の発行による収入	-	5,263
自己株式の処分による収入	198,000	-
その他	-	2,144
財務活動によるキャッシュ・フロー	85,399	1,060,124
現金及び現金同等物に係る換算差額	85	374
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	174,541	1,388,570
現金及び現金同等物の期首残高	283,468	458,009
現金及び現金同等物の期末残高	458,009	1,846,580

## 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

当第2 四半期連結累計期間  
 （自 平成30年3月1日  
 至 平成30年8月31日）

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	335,731
減価償却費	78,379
のれん償却額	1,411
貸倒引当金の増減額（ は減少）	168
賞与引当金の増減額（ は減少）	19,246
受取利息	41
支払利息	2,693
為替差損益（ は益）	317
株式交付費	189
株式公開費用	1,356
売上債権の増減額（ は増加）	231,154
たな卸資産の増減額（ は増加）	471
仕入債務の増減額（ は減少）	140,604
未払金の増減額（ は減少）	13,474
その他	123,701
小計	419,531
利息の受取額	41
利息の支払額	2,693
法人税等の支払額	244,124
法人税等の還付額	21,982
営業活動によるキャッシュ・フロー	194,736
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	66,054
無形固定資産の取得による支出	37,347
投資有価証券の取得による支出	25,000
敷金の差入による支出	58,073
敷金の回収による収入	6,883
その他	180
投資活動によるキャッシュ・フロー	179,772
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額（ は減少）	200,000
長期借入金の返済による支出	89,634
株式の発行による収入	32,654
自己株式の処分による収入	131,376
その他	6,818
財務活動によるキャッシュ・フロー	267,577
現金及び現金同等物に係る換算差額	317
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	282,859
現金及び現金同等物の期首残高	1,846,580
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,129,439

## 【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

## 1．連結の範囲に関する事項

## (1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

R P Aテクノロジーズ株式会社

オープンアソシエイツ株式会社

株式会社セグメント

リーグル株式会社

R P Aエンジニアリング株式会社

## (2) 非連結子会社の名称等

OPEN ASSOCIATES USA., INC.

R P Aホールディングス新株予約権信託

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2．持分法の適用に関する事項

## (1) 持分法適用会社の数

該当事項はありません。

## (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

OPEN ASSOCIATES USA., INC.

ビッグツリーRPA株式会社

R P Aホールディングス新株予約権信託

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

## 3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

## 4．会計方針に関する事項

## (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

たな卸資産

仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 3～15年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（3～5年）

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、5年間で均等償却しております。なお、金額的に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた連結会計年度の損益として処理することとしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号 平成30年1月12日 企業会計基準委員会）

1. 概要

企業がその従業員等に対して権利確定条件が付されている新株予約権を付与する場合に、当該新株予約権の付与に伴い当該従業員等が一定の額の金額を企業に払い込む取引について、必要と考えられる会計処理及び開示を明らかにすることを目的として公表されました。

2. 適用予定日

平成30年4月1日以後の取引から適用します。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」の適用による連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

## （連結貸借対照表関係）

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
投資有価証券（株式）	5,000千円	5,000千円

## （連結損益計算書関係）

固定資産売却損の内訳は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
ソフトウェア	- 千円	128千円

## （連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自平成28年3月1日 至平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	19,513千円	- 千円
組替調整額	61,999	-
税効果調整前	42,485	-
税効果額	15,022	-
その他有価証券評価差額金	27,462	-
その他の包括利益合計	27,462	-

## (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	4,000	-	3,062	938

(注) 減少は自己株式の消却によるものであります。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,180	-	3,172	8

(注) 減少のうち、110株は自己株式の処分によるものであり、3,062株は自己株式の消却によるものであります。

## 3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	938	5,159,062	-	5,160,000

(注) 増加のうち、4,689,062株は平成29年5月30日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行ったことによるものであり、470,000株は平成29年10月13日付で払込の完了した第三者割当増資によるものであります。

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	8	39,992	-	40,000

(注) 増加は、平成29年5月30日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行ったことによるものであります。

## 3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	5,263
合計		-	-	-	-	-	5,263

## 4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）	当連結会計年度 （自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）
現金及び預金勘定	458,009千円	1,846,580千円
現金及び現金同等物	458,009	1,846,580

## (リース取引関係)

リース取引の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。



（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、事業運営の基盤となる運転資金の資金調達については自己資金による充当を基本としておりますが、事業規模の変動等に伴い運転資金が必要となる場合や新規事業計画及びこれに附随する投資計画に基づく中長期の資金需要が生じた場合には、銀行借入により調達しております。

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

なお、デリバティブ取引等の投機的な取引については、行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程に従い相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

敷金は、事務所賃借に伴う敷金であります。これらは、差し入れ先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約に際し差し入れ先の信用状況を把握するとともに、定期的にモニタリングを行い、信用度を個別に管理しております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、そのほとんどが1ヵ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち、一部は金利変動リスクに晒されておりますが、急激な市況の変化が生じた場合には、期限前返済や条件変更等を適時に行う方針であります。

また、買掛金及び借入金については支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、各部署からの報告に基づき経営管理部が支払予定を管理する体制としております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	458,009	458,009	-
(2) 売掛金	385,489	385,489	-
(3) 敷金	47,821	47,872	50
資産計	891,320	891,371	50
(1) 買掛金	241,220	241,220	-
(2) 未払金	59,051	59,051	-
(3) 未払法人税等	52,277	52,277	-
(4) 長期借入金(*1)	342,000	341,897	102
負債計	694,550	694,447	102

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	1,846,580	1,846,580	-
(2) 受取手形及び売掛金	686,063		
貸倒引当金(*1)	624		
	685,439	685,439	-
(3) 敷金	56,612	56,755	143
資産計	2,588,631	2,588,775	143
(1) 買掛金	502,927	502,927	-
(2) 未払金	119,188	119,188	-
(3) 未払法人税等	179,229	179,229	-
(4) 長期借入金(*2)	401,624	400,037	1,586
負債計	1,202,968	1,201,381	1,586

(\*1) 受取手形及び売掛金については貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## （注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 敷金

敷金の時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

**負債**

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、残存期間における元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
非上場株式	5,000	14,999

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	458,009	-	-	-
売掛金	385,489	-	-	-
合計	843,498	-	-	-

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,846,580	-	-	-
受取手形及び売掛金	686,063	-	-	-
合計	2,532,643	-	-	-

4. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（平成29年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	112,596	112,596	112,608	4,200	-	-
合計	112,596	112,596	112,608	4,200	-	-

当連結会計年度（平成30年2月28日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	179,268	179,280	43,076	-	-	-
合計	179,268	179,280	43,076	-	-	-

（有価証券関係）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

内容	第1回新株予約権 (平成28年1月25日開催 臨時株主総会特別決議)	第2回新株予約権 (平成29年5月23日開催 定時株主総会特別決議)	第3回新株予約権 (平成30年2月9日開催 臨時株主総会特別決議)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 子会社取締役 2名	当社取締役 2名 子会社取締役 3名 当社従業員 1名 子会社従業員 8名	社外協力者 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 410,000株	普通株式 295,000株	普通株式 154,800株
付与日	平成28年1月29日	平成29年5月31日	平成30年2月14日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新 株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めなし	同左	同左
権利行使期間	平成30年1月26日～ 平成38年1月25日	平成31年5月24日～ 平成39年5月23日	平成31年6月1日～ 平成40年2月13日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年5月30日付で株式分割(普通株式1株につき5,000株の割合)による分割後の株式数で換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成30年2月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (平成28年1月25日開催 臨時株主総会特別決議)	第2回新株予約権 (平成29年5月23日開催 定時株主総会特別決議)	第3回新株予約権 (平成30年2月9日開催 臨時株主総会特別決議)
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	410,000	-	-
付与	-	295,000	154,800
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	410,000	295,000	154,800
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	-

(注) 平成29年5月30日付で株式分割(普通株式1株につき5,000株の割合)による分割後の株式数で換算して記載しております。

## 単価情報

	第1回新株予約権 (平成28年1月25日開催 臨時株主総会特別決議)	第2回新株予約権 (平成29年5月23日開催 定時株主総会特別決議)	第3回新株予約権 (平成30年2月9日開催 臨時株主総会特別決議)
権利行使価格 (円)	6	600	2,800
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

(注)平成29年5月30日付で株式分割(普通株式1株につき5,000株の割合)による分割後の価格で換算して記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点においては当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値は純資産方式、ディスカウントキャッシュフロー法及び類似会社比較法によっております。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額

1,794,540千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額  
該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	6,137千円	17,925千円
賞与引当金	14,006	21,462
未払費用	2,124	2,602
減価償却超過額	7,540	20,307
敷金（資産除去債務）	3,591	4,341
繰越欠損金	9,796	18,254
その他	415	1,503
繰延税金資産小計	43,612	86,396
評価性引当額	12,149	16,509
繰延税金資産合計	31,462	69,887
繰延税金負債		
未収事業税	1,471	15
繰延税金負債合計	1,471	15
繰延税金資産純額	29,990	69,871

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成29年2月28日)	当連結会計年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	35.4%	30.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	0.7%
受取配当金の益金不算入	5.0%	- %
住民税均等割	0.5%	0.4%
評価性引当額の増減	0.8%	1.4%
税制改正に伴う影響	0.1%	- %
所得拡大促進税制に係る税額控除	- %	2.4%
連結子会社の適用税率差異	- %	4.2%
その他	1.0%	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2%	34.9%

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## 【セグメント情報】

## 1．報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、持株会社であるR P Aホールディングス株式会社（以下、当社）と、事業を担う連結子会社5社から構成されており、ロボットアウトソーシング事業、アドネットワーク事業、セールスアウトソーシング事業及びコンサルティング事業を展開し、これらを報告セグメントとしております。各連結子会社の事業内容は「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載のとおりであり、提供サービスをベースにして事業セグメントを集約しております。

## 2．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

## 3．報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	ロボットア ウトソーシ ング事業	アドネット ワーク事業	セールスア ウトソーシ ング事業	コンサル ティング事 業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	622,545	1,453,725	358,504	209,851	2,644,627	-	2,644,627
セグメント間の内部売上高又は振替高	22,280	46,114	126	57,204	125,724	125,724	-
計	644,825	1,499,839	358,630	267,055	2,770,351	125,724	2,644,627
セグメント利益	123,226	77,512	15,519	28,847	245,105	78,137	166,968
セグメント資産	427,793	348,974	101,614	110,349	988,732	202,447	1,191,179
その他の項目							
減価償却費	41,213	75	-	661	41,951	2,948	44,899
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	126,448	-	-	3,875	130,323	5,749	136,072

（注）1．調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額 78,137千円は各セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の一般管理費用 272,782千円及びセグメント間取引消去194,645千円であります。
- (2) セグメント資産の調整額202,447千円は各セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の現金及び預金等220,923千円及びセグメント間債権の消去18,476千円であります。
- (3) 減価償却費の調整額2,948千円は各セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の減価償却費2,948千円であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,749千円は各セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の本社造作及び工具、器具及び備品であります。

2．セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。



当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	ロボットア ウトソーシ ング事業	アドネット ワーク事業	セールスア ウトソーシ ング事業	コンサル ティング事 業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	1,733,639	1,925,601	382,937	146,569	4,188,747	-	4,188,747
セグメント間の内部売 上高又は振替高	11,367	111,457	760	57,220	180,806	180,806	-
計	1,745,006	2,037,058	383,698	203,789	4,369,553	180,806	4,188,747
セグメント利益又は損失 ( )	440,310	125,130	61,678	17,537	609,581	144,198	465,383
セグメント資産	1,149,344	613,932	167,644	61,855	1,992,776	1,163,243	3,156,019
その他の項目							
減価償却費	91,968	585	-	785	93,339	2,762	96,102
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	212,612	6,220	-	-	218,832	2,000	220,832

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失( )の調整額 144,198千円は各セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の一般管理費用 417,042千円及びセグメント間取引消去272,843千円であります。
- (2) セグメント資産の調整額1,163,243千円は各セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の現金及び預金等1,197,926千円及びセグメント間債権の消去34,683千円であります。
- (3) 減価償却費の調整額2,762千円は各セグメントに配分していない全社費用であり、報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の減価償却費2,762千円であります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,000千円は各セグメントに配分していない全社資産であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の本社造作及び工具、器具及び備品であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## 【関連情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高が90%を超えるため、記載を省略していません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エムスリーキャリア株式会社	354,299	アドネットワーク事業
アイフル株式会社	305,771	アドネットワーク事業

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

## 1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高が90%を超えるため、記載を省略していません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
エムスリーキャリア株式会社	462,012	アドネットワーク事業

## 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

## 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	ロボットアウトソーシング事業	アドネットワーク事業	セールスアウトソーシング事業	コンサルティング事業	計		
当期償却額	758	2,063	-	-	2,822	-	2,822
当期末残高	2,716	7,395	-	-	10,112	-	10,112

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					全社・消去	合計
	ロボットアウトソーシング事業	アドネットワーク事業	セールスアウトソーシング事業	コンサルティング事業	計		
当期償却額	758	2,063	-	-	2,822	-	2,822
当期末残高	1,958	5,331	-	-	7,290	-	7,290

## 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

（ア）連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

関連当事者取引はありますが、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（イ）連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	大角 暢之	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 11.3	自己株式の処分	自己株式の処分(注1)	72,000	-	-
役員	松井 哲史	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 1.1	自己株式の処分	自己株式の処分(注1)	18,000	-	-
役員	羽入 敏祐	-	-	当社取締役	（被所有） 直接 1.1	自己株式の処分	自己株式の処分(注1)	18,000	-	-
役員	西木 隆	-	-	当社監査役	（被所有） 直接 4.3	自己株式の処分	自己株式の処分(注1)	72,000	-	-
役員が議決権の過半数を所有する会社	有限会社パオス	東京都渋谷区	3,000	投資事業	-	匿名組合出資	匿名組合投資利益（注2）	61,999	-	-
							匿名組合出資金の払戻（注2）	1,200	-	-

当連結会計年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

該当事項はありません。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## （1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	85.36円	330.31円
1株当たり当期純利益金額	36.02円	60.72円

- (注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。なお、当社株式は平成30年3月27日付で、東京証券取引所マザーズに上場いたしました。
2. 当社は、平成29年5月15日開催の取締役会決議により、平成29年5月30日付で普通株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当連結会計年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	155,945	293,195
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	155,945	293,195
普通株式の期中平均株式数(株)	4,330,000	4,828,986
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権1種類(新株予約権の数82個)。          なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>第1回新株予約権(新株予約権の数82個)。          第2回新株予約権(新株予約権の数295,000個)。          第3回新株予約権(新株予約権の数1,548個)。          なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。</p>

（重要な後発事象）

1．公募増資による新株の発行

平成30年2月20日及び平成30年3月6日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成30年3月26日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は546,972千円、発行済株式総数は5,170,000株となっております。

募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数：普通株式10,000株

発行価格：1株につき3,570円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額：1株につき3,284.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額：1株につき2,864.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年3月6日開催の取締役会において決定された金額であります。

資本組入額：1株につき1,642.20円

発行価額の総額：28,645千円

資本組入額の総額：16,422千円

払込金額の総額：32,844千円

払込期日：平成30年3月26日

資金の用途：ロボットアウトソーシング事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費、人件費及びRPAソフトウェアの導入業務、運用・保守サポート業務を行うエンジニアリング業務に関する外注費に充当する予定であります。

2．自己株式の処分

平成30年2月20日及び平成30年3月6日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分を決議し、平成30年3月26日に処分が完了いたしました。

募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数：普通株式40,000株

発行価格：1株につき3,570円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額：1株につき3,284.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額：1株につき2,864.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年3月6日開催の取締役会において決定された金額であります。

発行価額の総額：114,580千円

払込金額の総額：131,376千円

払込期日：平成30年3月26日

資金の用途：ロボットアウトソーシング事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費、人件費及びRPAソフトウェアの導入業務、運用・保守サポート業務を行うエンジニアリング業務に関する外注費に充当する予定であります。

【注記事項】

（四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

（税金費用の計算）

税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

（四半期連結損益計算書関係）

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)
給料及び手当	256,928千円
賞与引当金繰入額	41,328

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日)
現金及び預金勘定	2,129,439千円
現金及び現金同等物	2,129,439

（株主資本等関係）

当第2四半期連結累計期間（自 平成30年3月1日 至 平成30年8月31日）

1．配当金支払額

該当事項はありません。

2．基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3．株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成30年3月26日を払込期日とする有償一般募集増資による新株式10,000株（発行価格3,570円、引受価額3,284.40円、資本組入額1,642.20円）を発行しました。この結果、当第2四半期連結累計期間において資本金が16,422千円、資本準備金が16,422千円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金が546,972千円、資本準備金が516,972千円となっております。

また、平成30年3月26日を払込期日とする自己株式40,000株の処分を行いました。この結果、その他資本剰余金が130,965千円増加しております。

(セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自平成30年3月1日至平成30年8月31日)

## 1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	ロボット アウトソー シング事業	ロボット トランス フォー メーショ ン事業	計			
売上高						
外部顧客への 売上高	1,481,965	1,908,991	3,390,956	254,358	-	3,645,314
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	74,272	74,272	19,343	93,616	-
計	1,481,965	1,983,263	3,465,228	273,701	93,616	3,645,314
セグメント利益	290,774	111,762	402,536	33,107	93,270	342,374

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、セールスアウトソーシング事業及びコンサルティング事業を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 93,270千円は各セグメントに配分していない全社費用であり、主に報告セグメントに帰属しない連結財務諸表提出会社の一般管理費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

## 2. 報告セグメントの変更等に関する事項

## (報告セグメントの変更)

第1四半期連結会計期間より、報告セグメントに含まれていた「セールスアウトソーシング事業」及び「コンサルティング事業」について、量的な重要性が乏しくなったため「その他」の区分として記載する方法に変更しております。

## (報告セグメントの名称の変更)

当第2四半期連結会計期間より、従来「アドネットワーク事業」としていた報告セグメントの名称を「ロボットトランスフォーメーション事業」に変更しております。この変更はセグメント名称の変更であり、セグメント情報に与える影響はありません。

## （1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年8月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	40円74銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	210,324
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	210,324
普通株式の期中平均株式数(株)	5,162,989
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	35円87銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	700,278
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、当社株式は平成30年3月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場しており、新規上場日から当第2四半期累計期間の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

## （重要な後発事象）

## （子会社株式の取得）

当社は、平成30年9月13日開催の取締役会において、株式会社ディレクトの株式を取得し、子会社化することについて決議し、平成30年9月28日に株式を取得しております。

## （1）株式取得の目的

当社グループが推進するRPA化による事業の再定義（ロボットトランスフォーメーション）を加速化するのに最適なシナジーが得られ、当社グループの持つRPAに関するノウハウやリソースを利用して、これまで推進してきたアドネットワーク事業のRPA化と収益化を加速させ、企業価値の向上を図ることを目的としております。

## （2）株式取得の相手会社の名称

被取得企業の経営者

## （3）買収する相手会社の名称、事業の内容、規模

被取得企業の名称 株式会社ディレクト  
事業の内容 インターネットメディア事業  
資本金の額 9,500千円

## （4）株式取得の時期

平成30年9月28日

## （5）取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

取得する株式の数 950株  
取得価額 1,644,772千円  
取得後の持分比率 100%

## （6）支払資金の調達方法及び支払方法

借入金により充当

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）



当社は、平成30年10月15日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行うことを決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の更なる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成30年11月30日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,170,000株
株式分割により増加する株式数	20,680,000株
株式分割後の発行済株式総数	25,850,000株
株式分割後の発行可能株式総数	93,800,000株

(注) 上記の発行済株式総数は、新株予約権の行使により株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

分割の日程

基準日公告日	平成30年11月15日
基準日	平成30年11月30日
効力発生日	平成30年12月1日

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年3月1日 至平成30年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額	8円15銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額	7円17銭

(3) 株式分割に伴う定款の一部変更

定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、平成30年12月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を変更いたします。

定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>187</u> <u>6</u> 万株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,3</u> <u>80</u> 万株とする。

定款変更の日程

効力発生日 平成30年12月1日

## (4) その他

## 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

## 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の新株予約権の1株当たり行使価額を平成30年12月1日以降、以下のとおり調整いたします。

	株主総会決議日	調整前行使価額	調整後行使価額
第1回新株予約権	平成28年1月25日	6円	2円
第2回新株予約権	平成29年5月23日	600円	120円
第3回新株予約権	平成30年2月9日	2,800円	560円

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	112,596	179,268	1.01	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	229,404	222,356	1.01	平成31年～33年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
合計	342,000	401,624	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	179,280	43,076	-	-

## 【資産除去債務明細表】

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	2,920,860	4,188,747
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	-	337,434	450,272
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	-	-	225,918	293,195
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	47.73	60.72

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	23.43	12.99

(注) 1. 当社は、平成30年3月27日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出しておりませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間及び当第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

2. 当社は、平成29年5月30日付で株式1株につき5,000株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	134,635	1,076,254
営業未収入金	33,965	39,818
前払費用	11,238	11,284
未収入金	23,940	159,591
関係会社短期貸付金	205,000	420,000
繰延税金資産	668	7,250
その他	5,769	5,544
流動資産合計	415,217	1,719,743
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	16,309	16,309
減価償却累計額	10,386	11,478
建物（純額）	5,922	4,830
工具、器具及び備品	10,780	10,780
減価償却累計額	4,244	5,681
工具、器具及び備品（純額）	6,535	5,098
有形固定資産合計	12,458	9,929
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	-	1,766
電話加入権	72	72
無形固定資産合計	72	1,839
<b>投資その他の資産</b>		
関係会社株式	115,812	89,133
投資有価証券	-	9,999
敷金	46,941	48,529
投資その他の資産合計	162,753	147,662
<b>固定資産合計</b>	175,285	159,432
<b>資産合計</b>	590,502	1,879,175

（単位：千円）

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	99,996	166,668
未払金	39,678	196,299
未払法人税等	-	5,166
未払消費税等	5,364	288
預り金	5,961	3,639
賞与引当金	816	908
流動負債合計	151,815	372,970
固定負債		
長期借入金	200,004	205,556
固定負債合計	200,004	205,556
負債合計	351,819	578,526
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	530,550
資本剰余金		
資本準備金	-	500,550
その他資本剰余金	35,153	35,153
資本剰余金合計	35,153	535,703
利益剰余金		
利益準備金	7,500	7,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	166,439	222,042
利益剰余金合計	173,939	229,542
自己株式	410	410
株主資本合計	238,682	1,295,385
新株予約権	-	5,263
純資産合計	238,682	1,300,648
負債純資産合計	590,502	1,879,175

## 【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業収益	1 419,908	1 552,044
営業費用	1, 2 331,252	1, 2 464,823
営業利益	88,655	87,220
営業外収益		
受取利息	1,324	1 4,784
その他	0	322
営業外収益合計	1,324	5,106
営業外費用		
支払利息	3,011	3,272
支払手数料	3,000	2,000
為替差損	87	369
株式交付費	-	3,718
株式公開費用	-	6,317
その他	0	-
営業外費用合計	6,098	15,678
経常利益	83,881	76,649
特別損失		
関係会社株式評価損	40,187	26,678
特別損失合計	40,187	26,678
税引前当期純利益	43,693	49,970
法人税、住民税及び事業税	4,012	950
法人税等調整額	9,558	6,581
法人税等合計	13,570	5,631
当期純利益	30,122	55,602

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	-	-
当期変動額			
当期純利益			
自己株式の処分		192,352	192,352
自己株式の消却		157,199	157,199
当期変動額合計	-	35,153	35,153
当期末残高	30,000	35,153	35,153

	株主資本					純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
		繰越利益剰余金				
当期首残高	7,500	136,317	143,817	163,257	10,560	10,560
当期変動額						
当期純利益		30,122	30,122		30,122	30,122
自己株式の処分				5,647	198,000	198,000
自己株式の消却				157,199	-	-
当期変動額合計	-	30,122	30,122	162,846	228,122	228,122
当期末残高	7,500	166,439	173,939	410	238,682	238,682

当事業年度（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	30,000	-	35,153	35,153
当期変動額				
新株の発行	500,550	500,550		500,550
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	500,550	500,550	-	500,550
当期末残高	530,550	500,550	35,153	535,703

	株主資本					新株予約権	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計		
	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	7,500	166,439	173,939	410	238,682	-	238,682
当期変動額							
新株の発行			-		1,001,100		1,001,100
当期純利益		55,602	55,602		55,602		55,602
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						5,263	5,263
当期変動額合計	-	55,602	55,602	-	1,056,702	5,263	1,061,965
当期末残高	7,500	222,042	229,542	410	1,295,385	5,263	1,300,648



【注記事項】

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

3．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

4．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては貸倒引当金として計上すべきものはありません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（追加情報）

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## （貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する資産及び負債の金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
流動資産	千円	千円
営業未収入金	33,965	41,089
未収入金	19,791	134,880
流動負債		
未払金	14,924	8,186

## （損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
営業収益	419,908千円	552,044千円
営業費用		
業務委託料	83,151	20,541
営業外収益		
受取利息	1,307	4,677

2 営業費用の主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年3月1日 至 平成29年2月28日)	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
役員報酬	48,080千円	58,050千円
給料及び手当	9,598	35,810
賞与引当金繰入額	816	908
採用教育費	-	72,967
賃借料	54,809	62,156
業務委託費	94,695	58,162
顧問料	-	54,821
貸倒引当金繰入額	542	-
減価償却費	2,948	2,762
おおよその割合		
販売費	7.7%	8.3%
一般管理費	92.3	91.7

## （有価証券関係）

前事業年度（平成29年2月28日）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式110,812千円、関連会社株式5,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成30年2月28日）

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式84,133千円、関連会社株式5,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## （税効果会計関係）

## 1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
繰延税金資産		
未払事業税	341千円	1,301千円
賞与引当金	284	280
未払費用	43	97
敷金（資産除去債務）	3,591	4,341
子会社株式評価損	13,905	20,477
繰越欠損金	-	5,571
その他	415	367
繰延税金資産小計	18,580	32,436
評価性引当額	17,911	25,186
繰延税金資産合計	668	7,250
繰延税金資産純額	668	7,250

## 2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成29年2月28日)	当事業年度 (平成30年2月28日)
法定実効税率	35.4%	30.9%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	- %	2.6%
受取配当金の益金不算入	37.7%	65.6%
住民税均等割	0.4%	1.9%
評価性引当額の増減	35.6%	18.8%
軽減税率差異	2.7%	- %
その他	0.1%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1%	11.3%

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （重要な後発事象）

## 1．公募増資による新株の発行

平成30年2月20日及び平成30年3月6日開催の取締役会において、下記のとおり新株式の発行を決議し、平成30年3月26日に払込が完了いたしました。

この結果、資本金は546,972千円、発行済株式総数は5,170,000株となっております。

募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数：普通株式10,000株

発行価格：1株につき3,570円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額：1株につき3,284.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額：1株につき2,864.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年3月6日開催の取締役会において決定された金額であります。

資本組入額：1株につき1,642.20円

発行価額の総額：28,645千円

資本組入額の総額：16,422千円

払込金額の総額：32,844千円

払込期日：平成30年3月26日

資金の用途：ロボットアウトソーシング事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費、人件費及びRPAソフトウェアの導入業務、運用・保守サポート業務を行うエンジニアリング業務に関する外注費に充当する予定であります。

## 2．自己株式の処分

平成30年2月20日及び平成30年3月6日開催の取締役会において、下記のとおり自己株式の処分を決議し、平成30年3月26日に処分が完了いたしました。

募集方法：一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行する株式の種類及び数：普通株式40,000株

発行価格：1株につき3,570円

一般募集はこの価格にて行いました。

引受価額：1株につき3,284.40円

この価額は当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取った金額であります。

なお、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

払込金額：1株につき2,864.50円

この金額は会社法上の払込金額であり、平成30年3月6日開催の取締役会において決定された金額であります。

発行価額の総額：114,580千円

払込金額の総額：131,376千円

払込期日：平成30年3月26日

資金の用途：ロボットアウトソーシング事業の拡大に伴う人材確保のための人材採用費、人件費及びRPAソフトウェアの導入業務、運用・保守サポート業務を行うエンジニアリング業務に関する外注費に充当する予定であります。

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	16,309	-	-	16,309	11,478	1,091	4,830
工具、器具及び備品	10,780	-	-	10,780	5,681	1,437	5,098
有形固定資産計	27,089	-	-	27,089	17,159	2,528	9,929
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	2,000	233	233	1,766
電話加入権	-	-	-	72	-	-	72
無形固定資産計	-	-	-	2,000	233	233	1,839

(注) 無形固定資産の金額が、資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	816	908	816	-	908

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	毎年2月末日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1．	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1．
買取手数料	無料（注）2．
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://rpa-holdings.com/">http://rpa-holdings.com/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、本書提出日現在において該当事項はなくなっております。

2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された平成30年3月27日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されました。

3．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利

（2）会社法第166条第1項の規定による取得請求権付株式の取得を請求をする権利

（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集による増資及び自己株式の処分並びに売出し）及びその添付書類  
平成30年2月20日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
平成30年3月7日及び平成30年3月16日関東財務局長に提出。  
平成30年2月20日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度 第19期（自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日） 平成30年5月31日関東財務局長に提出。
- (4) 四半期報告書及び確認書  
（第20期第1四半期）（自 平成30年3月1日 至 平成30年5月31日） 平成30年7月13日関東財務局長に提出。  
（第20期第2四半期）（自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日） 平成30年10月15日関東財務局長に提出。
- (5) 臨時報告書  
平成30年4月3日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号（主要株主の異動）に基づく臨時報告書であります。  
平成30年5月31日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。  
平成30年9月21日関東財務局長に提出。  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）に基づく臨時報告書であります。

**第三部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

#### 第四部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月31日

R P Aホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関内 啓行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているR P Aホールディングス株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、R P Aホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月31日

R P Aホールディングス株式会社

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関内 啓行

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉田 剛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているR P Aホールディングス株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、R P Aホールディングス株式会社の平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年10月15日

R P Aホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 開内 啓行 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 坂井 知倫 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 倉田 剛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているR P Aホールディングス株式会社の平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年6月1日から平成30年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、R P Aホールディングス株式会社及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。